

刑事精神鑑定の評価に関する考察（二・完）

判例の検討

目 次

- 一 一般的考察
- 一 序
- 二 責任能力の概念
- 三 鑑定の役割・機能と鑑定評価の一般様式
- 四 証拠説明その他
 - 二 個別的検討…資料的編成と註解
 - 一 序
 - 二 採用例（以上前号）
 - 三 不採用例及び鑑定対立例（以下本号）
- 四 結語

中 村 秀 次

三 当審の裁判所によって鑑定の経過乃至鑑定結果が排斥されている場合にあっては、特に専門科学的知見が裁判所の判断に対して有する機能・役割如何として問題視される可能性が高い。この場合にも、鑑定には対立は見られず当審裁判所によって鑑定が単純に不採用と決定されている場合（判決の対立のある場合とない場合との両者が含まれる。）と鑑定の対立（当審及び原審等を含めて）がある場合（同じく判決の対立のある場合とない場合との両者が含まれる。）とが分けられる。前者にあっては、特に複数の鑑定結果が一致しているにも拘らず裁判所がそれを採用しないことの根拠が中心的論点となるし、後者にあっては、複数の鑑定の何れが採用され、何れが採用されなかったか、不一致の鑑定の何れも採用されなかったか、その根拠は何かに関して、精神医学上の論点との関連性も絡んで複雑な様相が表面的には現われる。

(一) 鑑定の対立を伴わない不採用例

イ 精神分裂病・鬱病等

① 東京地判昭五三・四・二八は、法務大臣宛に刑務所における不法処遇の改善を要求し、もし改善ができなければ官舎等を爆破する旨の封書を送付したり、その他多数の盗罪を犯した事案である。甲鑑定は、被告人は精神分裂病に罹患しており、本件犯行は社会常識を無視した独善的な思考道徳感情の欠如など精神分裂病の為の人格変化と幻想妄想による影響が大きく、更に精神薄弱（輕愚）もあって仮令異常体験が直接犯行と関連なくとも精神医学的には理非善悪の弁識とその弁識に従って行動する能力はなかったとし、乙鑑定も、被告人が精神分裂病の状態にあったことを認めつつ、本件犯行がその精神症状と全く無関係とは思われないがそれから直接出てきたものか否かは明らかでない

とし、この型の陳旧性の分裂病患者は幻覚・妄想以外に異常が少なく、人前ではそれらを隠すべきことを心得ているので一般の人々に気付かれないことも少なくないし社会生活も或る程度可能であるとし、了解不能の部分を持っているから抑止力の程度については不明だが問診の結果では著しく悪い状態になっているが実際行動になると違う可能性もあるとした。これに対して裁判所は、精神分裂病者の責任能力についてはその初期、寛解状態乃至は欠陥治療の際にはその当時の状態像の如何によって個々に考察されるべきだとする別個の教科書に権威を求め、被告人の精神症状は拘禁中のみ問題があったこと、犯行自体及びその動機原因に異常がなく犯行が計画的、作爲的、巧妙であること、捜査当時においては特に異常は認められなかったこと、抑止力に問題がある程度であること、医療刑務所では精神病質と診断されたことを理由に心神耗弱の状態に止まるとした。⁽¹⁾

② 横浜地判昭五四・一・一九は、昭和四四年頃から勤務先の保健所の一室の扉を釘付けしたり、水道の水がおかしいといつては飲まず家からジニースを持参するなどしていたが、自動二輪車の運転免許が更新を怠ったため失効した後もおよそ七回無免許運転で捕まったという事案である。甲鑑定は、このような法律、社会、政治に対する自閉的見解や特有の体系妄想のある者は精神分裂病、パラフレニーに罹患しているとし、結局本件犯行当時被告人は意識障害はなく理非善悪の保たれた精神状態にあったが、特有な妄想のためその弁識に従って行動する能力がなかったとし、乙鑑定は、本件犯行により現実には勾留されたり刑務所に送り込まれる等現実的に切羽詰まった状況に置かれているのだからこれを全然認識しないで落ち着いて知らん振りしていることは理解し難く、自分の無免許は犯罪でなく免許不携帯だけだとか自分と全然無関係に向うで勝手に何かやっているとするのは了解の可能性を超え、結局本件犯行当時被告人はその精神分裂病破瓜型の特徴である妄想に支配されており思考形式に異常があり、その為に無免許運転に対する

理非善悪の判断ができなかつたとした。以上の心神喪失を示唆する二個の鑑定に接して裁判所は、鑑定評価の一般原則を宣明し重要なのは診断という結論よりもその因となつた異常な症候群に注目しなければならぬとしてその点では鑑定内容に依拠しつつ、被告人には意味の理解の点も併せてその人格特性から違法性の意識の可能性はあつてもそれを意識することが通常人に比べて困難な事情があつたと心神耗弱を認定した。⁽²⁾

③ 大阪地判昭四三・一一・二五は、長年に亘る夫との葛藤から無力感を増し、妊娠中絶をしてからは不眠がちとなり憂鬱状態に陥り、終に夫を殺害して自殺しようとして決意して包丁で就寝中の夫を突き刺し自らも手足等を切りつけたが果さなかつた事案につき、被告人の犯行を第一撃とそれ以後の打撃に分けて前者は鬱病の妄想念慮による衝動的行為として心神耗弱中の行為であり、後者は、被告人においてその部分の追想が不能乃至極度に困難であることを理由に、驚愕反応による朦朧状態のため心神喪失中の行為であるとの鑑定所見に対して、被告人の記憶については所謂心因性健忘を想定する余地もあり得ること、正常人の場合でも本件犯行のような時追想不能や記憶忘失を伴うことも往々認められること、当初の考え通り自殺の所為に及んでいること、現場に就寝中の子供達には危害を加えていないこと等を理由に鑑定に疑問を投げ、最初の一撃とそれ以降の打撃は引き続いて行われたものでその間に断絶はなく一個の人格の発現と見る外ないとして、この殺人行為全体について心神耗弱を認定した。⁽³⁾

④ 岐阜地判昭四八・一二・一一は、数名で婦女暴行、監禁、強姦、窃盜、恐喝等を反復した事案につき、被告人は躁鬱病に罹患していて全事件を通じてその躁期にあり病状の程度は重症で病的力によつて生じた異常行動を抑制する能力を喪失した状態にあつたとして心神喪失を示唆する鑑定に対し、躁鬱病に罹患し本件各犯行時その躁期にあつたことは是認しつつも、その症状、犯行の態様等を総合して個々具体的に検討すべきであるとし、被告人の症状の程

度につき殆ど明らかにされていないこと、幻覚妄想等の障害や躁暴状態等の異常行動が認められないことで鑑定を批判し、被告人の場合或る程度の躁病の支配を受けながらも共犯者の影響を契機として自らの自由な意思も幾分か働いており道義的非難の前提となる人格的適性を全く欠如していたものではないとして心神耗弱を認定した。⁽⁴⁾

ロ 意識障害・異常性格等

① 東京地裁八王子支判昭四〇・一〇・六は、父親が大学教授、母親が検察官という家庭内において兄が鉦で就寝中の弟を殺害した事案につき、被告人は精神病質であり、その犯行時の精神状態は意識過程の覚醒不十分な朦朧状態であり、健全な理性をもって事態を認識判断することの至難な状態であり、前夜来蓄積されていた激情が少年の暴力行動を著しく強力なものとなし殺害とそれに引続いての行動の逐一を正確に追想できなくしたものであってこのような意識混濁の状態は当然正確な判断力を不可能ならしめるものであるとの鑑定に対して、右鑑定の資料は鑑定のため入院中の被告人及びその両親、近親者、主治医等の右鑑定人に対する供述を殆ど全面的に採り入れこれに依拠したものであって、諸他の一件記録、捜査官に対する諸供述調書を参照検討しておらず資料に妥当を欠く故に信頼できないとし、代りに被告人の捜査官に対する各供述調書を信頼し、公判廷における供述等を併せ考えて、被告人は逮捕されて以来の捜査段階において終始本件犯行を自供しておりその供述内容は概ね一貫している許りでなく、本件犯行の動機態様並びに本件犯行前後における挙動就中本件犯行を外部からの侵入者によるものであるかのように見せかけるための足跡の遺留及び物色の形跡造成等の各偽装工作について詳細に供述しており、その供述内容にはその大綱において前後相矛盾する点は存しないことを根拠に、正常域の精神状態にあったと認定した。⁽⁵⁾

② 札幌地判昭四八・三・一二は、中学校卒業後職工・石工等を経て鉄骨工として飯場で起居していたが市内の神

説 社の祭礼日の夕刻飯場内の食堂で同僚とビールを飲んだ後祭りに向う途中電気工甲と遭遇し口論となり、自分や日頃

論 尊敬している同僚乙に対してまで「この餓鬼」というような言葉を使った甲の態度に立腹しとっさに刃物でこの場の

結着をつけようと決意し直ちに飯場にとって返し包丁を持って走り戻り、甲乙兩名が未だもみ合っているのを認めて

甲を刺殺した事案につき、被告人は精神病・精神薄弱等の精神障害者ではなくむしろ正常人に準じて考えられるが、

被告人の知能は所謂限界域に属しかなり強度の人格的偏倚が認められ、犯行当時包丁を持って喧嘩の現場へ戻ってきたから被害者を刺した時までの記憶が全くない旨の被告人の供述を容れて当時意識障害があった可能性があるとの鑑定所見に対し、それは正常人の激情行為に関する犯罪精神医学の通念たる身体的・生理的障害条件の存否の検討を経していないもので採用に値しないと、捜査官等に対する供述をもとに事実を総合して判断すると犯行当時被告人には意識の混濁乃至部分的遮断があったとは認め難く、むしろ強度の興奮によって包丁で被害者の身体に危害を加えることとのみに意識を集中していたものであって、所謂意識野の狭窄をきたしていたにすぎず、その限りでは本件犯行当時の意識状態は返って一層清明であったと断定し正常者と認定した。⁽⁶⁾

③ 大阪高判昭五六・一・三〇は、金融業を始めたが二年余で営業不振に陥り家族六人の生活費にも事欠く状態となったため古物商に数十万円の負債を負うこととなり、不渡小切手を出したりして一時凌ぎしていたが強硬に返還を求められるに及びホックスレンチと新聞紙で作った札束持参で被害者方に赴き、結局殺害して腕時計一個を持ち去った事案につき、被告人は犯行時著しい情動状態に陥っており、その際人格に素質的にかんがりの偏倚があること、行為の発現時に一種の解放感がみられたこと、当該行為は被告人にとって予期し難く通常時の人格には異質的であること、かなり著しい健忘が存在すること等情動そのものに異常性を示唆する特徴があることを根拠にそれは責任能力を限定

するに足る著しい情動状態であるとの鑑定に依拠して心神耗弱を認定した原判決に対して、原審鑑定は、捜査段階の供述等と全く相応しない被告人の鑑定人に対する供述を主たる資料として主観的にすぎること、特に被告人の捜査段階の自白が具体的詳細且つ自然であつて著しい健忘や記憶の欠損は認められないこと、人格の異常性の点も被告人の身体的障害条件を明示しないことを根拠に原審鑑定を斥けて正常者と認定し、原判決には事実誤認があるとして破棄した。

ハ 精神薄弱等

① 福島地判昭三四・三・一四は、欺罔手段を施して米一俵の売買代金の内金名に二千元を騙取したり、金員や衣類を窃取したり、水田に水引をしていた少女（一三歳）を山林内に連行し姦淫傷害した事案につき、被告人は幼児から知能の発達が遅れ、一六、七歳頃から二度程医療少年院において相当期間矯正策が施されたにも拘らず今なおその知能程度は軽症知愚の状態にあつて、犯行当時その是非弁別能力に著しい欠陥があつたとの二個の鑑定に対し、平常の状態においてさほど重症とは言えない精神薄弱者にあつては精神作用の各分野における発達の度合は必ずしも一様でないばかりでなくその精神状態も常に一定不変のものとは言えず、特殊な生活経験を有する行動場面においては常人と変らない知能を発揮することがあり得、被告人の場合生来農家に育ち自家保有米の売買の事情その価格等につき知識経験を有し、本件詐欺の場合その問答も筋が通つていて金員騙取という一定の目的に向つて順序正しく組織された行動をしており被害者もその意図を察知し得なかつた程であると説示し、兩鑑定はこのような犯行の具体的状況、被告人の言動及びその当時の知能乃至精神状態について特に慎重に考慮を払つた形跡はなく、被告人の現存の知能乃至精神状態から直ちに一般的に推定して著しい能力の欠陥があつたと結論づけているにすぎず、そのような者が何故

に前記のように常人と殆ど異ならない知能を發揮したかについて納得のいく説明がなされていないから措信できないとして、詐欺については正常、その他の犯罪については心神耗弱と認定した。⁽⁸⁾

② 札幌地判昭四一・九・五は、徒食の生活を送っていた被告人が共犯者たる家出人と共に宿泊代金支払の金策のため従的にタクシー強盗を計画実行した事案につき、実験的心理検査による被告人の知能段階は重症痴愚に相当するが、その教育歴、生活歴、労働歴等を併せ考慮すると精神薄弱の中等度段階即ち軽症痴愚と推定され且つ知能の未発達に伴い感情が遅鈍不安定で道徳的高等感情等は全く未熟であつて、本件犯行時も軽症痴愚の常況にあり、その行為は精神薄弱者の衝動的・習癖性のもつと考えられ、その責任能力は心神耗弱の状態にあつた旨の参考意見の付された鑑定に対して、それは被告人の一般的刑事責任能力が知能低格のため平均的通常人のそれと比較して相当劣つてゐることから直ちに本件犯行当時の精神障害の程度についての結論を急いだものであつて採用し難いとし、被告人の犯行前後の言動はその主観面、客観面の両側面において特に異常とか高度に幼稚であると評価される点、が皆無に近いこと、本件のような強力犯罪は比較的低級の知能程度しか持合せない者であつてもその反社会性、反倫理性を容易に識別できること、この種の犯罪行動に出るについてその反対動機を形成し得る能力は知能要素よりも情意的要素に左右されるところが大きいことを根拠に心神耗弱でもなかつたと断定した。⁽⁹⁾

③ 札幌地判昭四七・七・一一は、寝所として使用するため駐車中の他人の貨物自動車の三角窓を壊して車内に入り込み眠りについたらと所有者が酒に酔い女性を同伴して戻り、同人から叱りつけられ、謝意を表したがなおも「警察に行こう」等と言われるやとつさに登山ナイフで刺殺した事案につき、被告人は生来性の精神薄弱でその程度は境界線級に属しその人格は極めて未分化の状態にあり、衝動性や不安、対人過敏性等の特徴が見られ、人格の統合

機能が阻害され易く、本件犯行はこれらの人格的負因を基盤とし極めて単純な精神的刺激によって誘発された衝動行為で所謂短絡行為と推定され、その場合人格の統制は全く欠如し理性の介在を受けることなく直接人格の最下層部分を通じて刺激即反応という形式で行為が発現し、所謂原始反応の一種であってかかる行為の最中においては善悪の判断は全くないと考えられるとの鑑定に対して、これまでの数回の検査から見ても被告人の知能は正常域かそれに近いものと見るべきこと、捜査官に対する供述や公判での供述等によると本件犯行及びその前後の状況をかなり明瞭に記憶しており人格の統制機能の欠如状態での発現とは見られないことを根拠として鑑定を批判し、被告人は人格面に種々の欠陥はあるが正常人であって、このような正常人が些細な刺激に誘発されて自我乃至人格の統制機能を失って短絡的に衝動行為にでたとしてもそれだけで責任能力が排除され又は限定されるものではないとした。⁽¹⁰⁾

二 酒精・覚醒剤等の酩酊・中毒等

① 東高判昭三八・一一・二五は、簡易料理店で飲酒中店員の接待が悪いとしてビールをかけるなど乱暴を働いたのを女主人に強くたしなめられたのに憤慨し、いきなり同女の胸倉を掴んで同店前の路上に押し出し暴行を加え治療約二週間を要する傷害を負わせたという事案である。原判決は、犯行当時の精神状態は気分高揚的異常性格傾向に軽い知能障害の加重された人格面全般の水準低下の状態において飲酒し、その酩酊状態は飲酒前に服用したハイミナールの作用によって増強され、高度の意識混濁と不気嫌状態を伴う強い運動性興奮を呈し定型的な病的酩酊と言い得る状態にあったとする鑑定に依拠して心神喪失を認定した。これに対して本判決は、ある人の常日頃の酒量や犯行当時におけるその人の飲酒量がどの位であったかに関する当該本人の供述又は当時一緒に飲酒した者の供述のごときは飲酒の結果心神喪失の状態にあったか又は心神耗弱の程度にあったかというような微妙な差を判定する資料としてはそ

説
れほど価値を有するものではないとし、各証人の供述を解釈して本件行為の理由動機は明確であり、本件犯行時被告

人は或る程度においてその状況を察知しながら行動していたことを根拠に心神耗弱を認定した。⁽¹¹⁾

論

- ② 岐阜地裁大垣支判昭四一・九・二一は、高校卒業後修理工や父親の手伝いをした後碎石工として工場の寮に勤務していた少年が、職場忘年会の席上酔余同席の芸妓とダンスを踊っていたところ酒癖の悪い同僚甲(三四歳)から叱られ頭を小突かれたり皮肉を言われ更に座に着いてからもしつこく意見され、その場は胸に収めて飲酒を続け約一升以上の大量の飲酒により相当酩酊し刺激的な気分になると共に次第に高じてきた甲に対する不快の念を押えきれず廊下で同人と口論をなし、取組みの喧嘩となったが憤激の余りとっさに日頃隠し持っていた匕首で同人を刺殺し、制止しようとした同僚乙の大腿部に一回切りつけ傷害した事案につき、意識状態の変化(人格変化)の程度が酩酊状態の進行中に突然強く出現していること、精神状態が不安定であること、平常の人格に病的素質(癲癇性気質)があること、後に強い健忘を残していることを根拠に本件犯行当時被告人は病的酩酊状態にあって行為は短絡反应的に刺激に直結し衝動的或いは本能的に反応が起り刺激と反応との間に何等反省判断の入る余地はないとする鑑定所見に対し、病的酩酊の概念基準について、特に行為動機の了解不能性、当該行為の人格疎遠性を決定基準とみなして、その動機は被告人が当時相当酩酊していたことを考慮に入れると了解できるとし、攻撃の余勢で同人に切りつけるに至ったことも了解でき、行為と人格との間に全く繋がらないとも言えないとして、被告人は犯行当時相当深い酩酊状態にあったことは認められるが所謂病的酩酊にあつたものとは認められないとして鑑定結果を斥け、心神耗弱を認定した。⁽¹²⁾
- ③ 大阪地判昭四四・七・二六は、酩酊掃宿中通行人に呼び止められ振り向いたところ同人が被告人に襲いかかってくるに思われ、常日頃から自己の身体の故障欠陥に劣等感を持ち特に西成という生活環境において度々一方的に

殴打されたり蹴られたりしており、つい二日前にも飲酒して本件犯行現場付近で通行人と喧嘩して暴行を受けていた被告人は、喧嘩したら負け、一方的に殴られるという恐怖観念或いは被害妄想に襲われ酔余の憤激も手伝ってとつさにナイフで刺殺したという事案につき、脳性小児麻痺後遺症のため運動機能障害、言語障害、易怒性易刺激性にあった被告人が被害者に呼び止められ「関係ないやないか」と言っただけで行き過ぎようとしたのに更に被害者が「待てと言ったら待たんかい」と言っただけで被告人を睨んで向ってきそうであったので、空腹の上に三合余の酒を飲んだことよつて身体的にアルコール耐性低下を来したことも相俟って、過去において飲酒の上ぼやいていた時に他人に殴られた事などが無意識的に意識野に出現し、そのために反射的に防衛機制が成立し充分な熟慮や認識がないままに自己を保護するための手段としてナイフで相手を刺すという行為が衝動的に行われたとする鑑定内容に限っては、概ね正当であるとしながら、更に被告人は犯行当時飲酒による病的酩酊状態にあり、かかる精神状態においてはその行為に対する是非善悪の判断は全く欠けていたとする鑑定所見に対しては、被告人との面接及び問答から得られた鑑定人の主観的な印象を重視する余り鑑定人の行った諸種の科学的検査から得られた客観的資料から当然には導き出すことのできない結論を無理に引き出したのではないかと疑いが強く、結局右結論に至る推論の過程には論理の飛躍があるとして斥け、心神耗弱を認定した⁽¹³⁾。

④ 広島地判昭四七・一〇・三〇は、妻が家出したことから自暴自棄となり、酒に耽り始め、三回に亘って慢性酒精中毒により入院した後、新たに迎えた内妻も三月後には長男と口論して家出し、その間二日に亘って飲酒して目覚めたものの自己の不運を嘆くうち総てを捨てて新しく出直そうと考え、家屋一棟を焼燬した事案につき、被告人は異常酩酊に陥り弁別能力に乏しく短絡反应的に犯行に及んだもので行為時抑制能力を有していなかったとの鑑定に対し

説
て、被告人が異常酩酊状態にあったことは認めつつ、放火行為につき一貫した目的的行動をとっており、犯行に至った経過動機及び犯行方法等について相当程度の記憶力を有しており、巧妙な犯跡隠蔽の供述をしていることから、仮令マッチをする段階には抑止能力がなかったとしても、行為を全体的に評価すれば抑制能力を有していたと認め得るとして、心神耗弱を認定した。⁽¹⁴⁾

論

註

(1) 刑裁月報一〇卷四・五号九七三頁。精神医学界の動搖、精神分裂病概念の解釈の余地などが背景に看取されるが、それにして判決理由の結論はさておいても推論は半可通の素人判断の恐ろしさを実証していないであろうか。

(2) 判時九三四号一三八頁。ここでは鑑定内容の批判は控えるべきであろうが、一概に鑑定人と称してもその氣質、立場、素養、見識、性向、処世は様々であって、その職業・地位に対する制度的、共同体的理念の拘束性が明確にし得ないならば、鑑定結果の拘束性の主張は危ういことにもなる。

(3) 判タ二三三号一九六頁。一個の人格の発現としての評価可能性の問題が責任問題としての説得性を兼ねるといふことにはならないであろう。登載された判決文に現われた限りでの鑑定は危うくて評価のしようがない。

(4) 刑裁月報五卷一・二号一六四三頁。裁判所の鑑定非難の可否は別として責任の本質論との関連性に言及されている部位に説明の不足が感じられる。

(5) 判時四二六号二八頁。鑑定人が資料の範囲を恣意的に限定しているからといって、裁判所が文書上の表面的な不一致を過大に重要視し判断資料からそれを除去するだけで済まされるということにはならない。

(6) 判タ二九七号三八四頁。判断資料としての被告人の各供述のうち何れのものか何故受け容れられ他のものは何故斥けられねばならなかったのか、うまく理解構成できない憶みがある。激情行動の検討では、意識野の狭窄は意識集中の所産であり

意識状態清明さの証拠となるという一種の論拠によって、一般的には危うい橋を渡ったとの印象を残す。

- (7) 判時一〇〇九号一三四頁。司法精神医学の通念に従って、体因性意識障害が提示されていないこと、極度の生理的布置条件の存在が認められないことから、精神鑑定結果を採用しなかつた本判決は当然だとするものがある。荒木、ジュリスト五六年度重要判例解説二二三頁。事件の通覧からは本判決の推論は自然なことのように見えはするし、本件鑑定の資料判断並びに精神障害と責任能力との関連性についての説明に、言われる通りの欠陥があつたかもしれないとしても、高裁の資料判断がそれだけで説得力をもつと考えるには、公権的威信や制度的無意識の公定力への信念があるところでなくては適わないであらう。

- (8) 下刑集一卷三号六六一頁。鑑定人の説得的説明のないことが、裁判所の独自の言わば通俗的心理学の説明の合理性を高めたり保証したりするものでは些かもない。

- (9) 下刑集八巻九号一二二頁。「強力犯罪」の反倫理性・反社会性が高いという心理学説の説明根拠はいかにつけられるのであろうか。「鑑定結果の評価は努めて真摯かつ慎重であるべし」ということの中味はこれで充足され得るであらうか。

- (10) 判タ二八二号三一〇頁。裁判所は、社会の大多数の者が些細な刺激に身を委ねて勝手な衝動行為に出てもこれを処罰し得ないことになれば社会秩序は崩壊してしまふ、と言う。古人も言うように、人を殺せと言われても機縁なしには人を殺せるものではないであらう。倫理的責任、法的責任を晦まし、回避しようとして弄巧する処世的立場が社会秩序崩壊説の逆立した似姿でないかどうか内省されてよいであらう。このような断定があるところでは、果して精神障害とは、生物学的要素とは何を意味するのか、どこまでが精神でどこからが精神でないのか、身体と精神の相関はいかがなものか、身体と環境との終焉点はどうか等についても説明されなくては釣合がとれないであらう。

- (11) 判時三六九号四八頁。原審鑑定人の控訴審での供述によれば、原審での鑑定の説明の不十分さは精神障害と責任能力との関連性に絡む病的酩酊の観念についてもうかがわれ、必ずしも單純に鑑定結果の不採用例とも言えず、むしろ鑑定文言を余りに重視し過ぎたのが原判決の落度であると見なされたのかもしれない。

(12) 下刑集八卷九号一二七三頁。

(13) 判タ二四四号二九五頁。

(14) 刑裁月報四卷一〇号一七四六頁。鑑定人の抑止能力欠如の判断根拠は被告人が本件犯行を行ってしまったという事態そのものであると評されている。確かに短絡反応に入る前には選択の余地があったと述べられていることなどから見ても、鑑定人の記述的内容と責任能力に関する所見との結びつきには裁判所を納得させ得ないものがあつたのであろう。

(二) 鑑定の対立のある場合

イ 精神分裂病・鬱病等

① 名古屋高判昭三二・三・一九は、高校夜間部に在学し文学に熱中していたが、学期末試験の終了による解放感から創作意欲を生じ田圃道を散歩中偶々通りかかった初対面の少女(中学三年生)の姿を認め、殺人者の心理を实地に体験するのは今だと直感し、甘言を用いて同女を付近の小徑に誘い込み水田内に潮没窒息せしめ、死体を自宅居室床下に隠匿したという事案である。原判決は、被告人は通常一般人と同程度の道義感情を有するもので、本件のような重大犯罪がとりわけ道義的に非難されるものであることを十分認識理解していたに拘らず自己の道義的障害感情を唯物主義的理性の力をもって意識的に抑制して本件を敢行したにすぎないと甲鑑定に依拠し、他方被告人は鑑定時並びに本件犯行時において精神分裂病に罹患していたとする乙鑑定及び丙鑑定結果を斥けると共に、その依拠する甲鑑定の部分中被告人の性格の異常性は相当高度であつて本件犯行もその妄想様異常思考に加えて嗜虐性を主とする性的倒錯に基くもので心神耗弱の疑いがあるとの部分は信用できないとして、正常者と認定した。本判決はただこの結論を認容したものである。⁽¹⁾

② 東地判昭三三・一二・二五は、八件の窃盗と一件のアベック強盗一件のアベック殺人未遂三件のアベック強盗殺人又は未遂という事案につき、被告人は分裂病質の型に属する生来性性格異常者であるが、精神分裂病（破瓜型）に罹患し、本件犯行時病勢悪化によりその症状が増悪し、衝動性の亢進、高等感情・道徳感情の著しい鈍麻等を来し、関係被害等の妄想に支配されそれに関連する幻聴も存し本件各行為は何れも右症状に基く病的衝動行為又は幻覚・妄想の支配による病的行為と認められるとして心神喪失を示唆する甲鑑定及び乙鑑定に依拠し、他方、被告人は元来ヒステリー性格を加味した分裂病質性の精神病質者であり、これに犯行前より徐々に分裂病（類破瓜病）が発病した可能性が大きく、犯行時に於ては類破瓜病の状態であったか或いは少くともそれに近似の精神病質に基く異常心理状態にあったとして心神耗弱を示唆する丙鑑定の鑑定所見を斥けた。尚、甲鑑定の基礎資料殊に被告人又はその近親者等の供述の信頼性を非難する検察官の主張に対しては、甲鑑定は、乙鑑定、丙鑑定及び入院中の病院の病床日誌等の客観的資料を参照し、近親者等の供述の信頼性を十分検討した上で為されたことを認めて斥け、又、計画性・目的性があるとの主張に対しては同じく甲鑑定に依拠し、相当病勢の悪化した精神分裂病者でも表面的にはかなり計画性のある行為をなす可能性が存しこの事のみによつては病勢の判定はなし難く、本件においては仮令表面的に計画性のある行為があったとしても被告人が精神分裂病に罹患し犯行当時病勢増悪の時期にあったことは否定し難いとして心神喪失を認定した。²⁾

③ 神戸地裁姫路支判昭三八・一二・九は、肥料商の一人息子として大学に在学中、夏季休暇に父親が引受けてきたアルバイトを断れず休むことなく働き続けたため肉体的に過勞し、卒論の準備もできない精神的焦りとで心身共に疲労して不眠頭痛を訴え日頃になく緘黙となった状態の際、偶々配達先の氷店の主人から思わぬことで怒鳴られたこ

とに被告人は甚しく驚愕と恐怖を覚え、以来不安と被害の想念に取り付かれ妄想的観念を抱き更に寡黙となり不眠に苦しみ次第に言動が粗暴となって日頃になく他人に対し無遠慮な言辭を浴びせるようになってきたが、その頃、被告人方の二階は父親の知人の娘が夜間に高校受験の勉強と就寝のために使用していたところ、被告人はその娘もやぐざのスパイであると警戒心を抱き、或る朝早く目覚めて日本刀で同女を殺害したという事案につき、被告人は心身の過労状態にあった際に氷店主の激怒に遭ったことで精神的な衝撃を受け、被害・追跡・関係等の妄想的観念を主要徴候とする妄想反応状態を呈呈していたとする甲鑑定及び急速に発現した予後良好な精神分裂病に罹患していたとする乙鑑定に依拠して、本件犯行は病的妄想状態の下で為されたことを認め、次いで、日本刀で脅して肉体関係をしようと考え騒がれそうになったので突き刺した旨の供述と被告人が格別の治療もなしに比較的短時日で自然快癒した点を主たる理由に犯行当時相当強い程度の心神耗弱状態ではあったが心神喪失状態にまでは至っていなかったとする丙鑑定所見に対しては、乙鑑定を援用して、被告人が前記のように供述したのは犯行後においてその動機を執拗に追求された被告人としては性的動機によって赴いたと述べる以外に表現の仕様がなかったことによるものであって、犯行直前の被告人の奇怪な行動、兇器の種類、被害者に対してその当時抱いていた警戒心などの諸事情に徴しても、被告人が供述するように本件犯行が仮に性的動機によるものであるとしても当時の性的欲望を行動に具体化させたものは被告人の分裂病的な人格変化による衝動性昂進であって、正常者の性的動機とは質的に異った病的衝動行為にすぎないとして、心神喪失を認定した。⁽³⁾

④ 宇都宮地判昭四〇・一二・九は、高校受験に失敗してから両親等と共に農業に従事してきたが、予てから父親が短気・粗暴な性格に加えて身体の故障もあって被告人等家族を酷使するばかりか、気に入らないことがあると強く

叱責したり暴行を加え些細なことで近隣者とも反目抗争し疎まれるに至ったため、家庭生活の将来を悲観し、家族全員との無理心中を企て、その手段として毒入りジニースを自宅付近農道に分散配置したのを、予期に反して近隣の児童等三名が拾得飲用したため死亡せしめたという事案につき、被告人は本件犯行当時精神分裂病に罹患しており法条の所謂心神喪失の状態にあったものと考えられ、精神分裂病と診断されれば行為と動機との間における精神病症状による関連性の有無に拘らず責任無能力とすべきが支配的見解であるとする甲鑑定、又、被告人は中学三年頃から徐々に発病し本件犯行当時も精神分裂病の諸症状があったが、本件犯行と分裂病の症状との間には直接の動機的関連はないものと判断されるとしながら分裂病の人格障害のためには是非の弁別に従って行動する能力が著しく低下していたとする乙鑑定、更に被告人の精神分裂病は空想性、嗜虐性、耽溺性といった傾向を持ち生活意欲が失われている状態で性格の異常を主徴としている単一型の精神分裂病であって、眞の幻覚や自閉症、妄想形成などが見られるような完熟した破瓜型症像をもっておらず、それは分裂病質としての異常人格をもつものと同格に考えてよく、その程度のものであれば慢性非進行性軽症分裂病であり、その是非弁別やこれに基づいて行為する能力は通常より著しく減弱していると言えるがなお全く失われているとは言えないとする丙鑑定に接し、被告人の供述及び態度を観察すると被告人が犯行当時から今日まで心神喪失状態にあったとは到底認められないし、それどころか利害の判断等は極めて正常であるという感じさえ抱かせるとしながらも、慎重賢明にもそのような通俗的印象の危険性を意識し、専門的知識経験による鑑定結果であればこれを尊重しなければならぬとして、基本的に丙鑑定に依拠して、被告人は心神耗弱の状態にあったとした。

- ⑤ 最決昭三三・二・一一は、運送会社に仲仕として勤務し妻及び養女と生活していたが勤務成績不良の理由で転

説 動交渉を受け不満に思っていた折柄、胃潰瘍、神経痛に相次いで罹り退職したところ忽ち生活に窮し親戚等からの借

論 金によって生活し、退職金見込額も飲食店経営には少なく、他に適当な生計の途も見出せない上、妻の健康も勝れず

為に神経衰弱気味となり、生に対する希望も自信も失い妻に対して頻りに自殺を口にするに至り、更に心中することを執拗に求めたところ「死ぬ死ぬと何遍もしつこい。そんなにわからぬことを言うのなら松原病院に行かねばらちあかん」と言われるや、同女を殺害して自殺しようと決意し包丁で同女を刺殺した事案である。第一審判決は、被告人は事件当時生来の精神病質(過敏性、爆発型並にヒステリー型の混合型)を基盤として不安神経症を発呈しており被害念慮、疾病妄想、罪障念慮、厭世念慮、絶望感、自殺念慮、心気症等の諸症状を有して、その精神状態は理非の弁別を不能ならしめる程度に異常であったとする甲鑑定の見解を単純に斥けて、心身耗弱を認定した。原審判決は、新たに、犯行時における被告人の精神状態は遺伝を原因とする鬱病の頗る悪化した時期に該当しており、その程度は心神喪失の常状にあったものとする乙鑑定を受けながら、被告人は犯行時及び犯行前後の事実を詳細に記憶し理路整然と明確に述べていること、被告人は少くとも本件犯行当時の行為の大部分を追想し得たものと認められることを根拠としつつ、証拠を総合して内容的に相違するが結果において一致する各鑑定を斥け心神耗弱を認定した。最高裁は括弧書きき決定で上告を棄却した。⁽⁵⁾

口 意識障害・異常性格等

① 静岡地裁沼津支判昭三一・二・二三は、横領の事実の発覚を恐れている某日飲酒就寝後実父母を殺害した事案につき、被告人には病的脳波があり広義の癲癇性素質者であり、当夜飲酒し相当の酩酊状態にあったばかりか業務上横領に関連して相当不安な感情的緊張状態にあったことは右癲癇性素質者である被告人に夢中遊行を起す誘因となる

こと、両親殺害の動機として通常の心理によって理解し難い所があることと各被害者の創傷の状態を勘案して、同夜中に両親殺害の行われた間被告人は夢中遊行と言うべき朦朧状態にあったとする甲鑑定及び被告人は異常素質の負因が想像され得る外、所謂神経質的性格者であるところ、業務上横領の発覚の可能性が生じてきたので繊細な性格は特にこれを深く感受し、精神の平衡を失い易い反応性の精神状態に陥っていたが、当日は過労の上更に発覚の可能性が増したため唯ならぬ心的衝撃を受けていた折から、飲酒したため急激に発生した朦朧状態を中核とする典型的な病的酩酊に陥つたとする乙鑑定を評価すべきものとして検討を加え、頭著な激しい夢中遊行は場合によっては或る個人に生涯一、二回ということもあり、それは色々の程度の心因的要因と広い意味での癡癩性素因及び病的刺激となるアルコールの影響その他の身体的条件等が丁度或る条件を満たすように重積した時起る極めて稀な現象であるが、他方病的酩酊は相當に酒を飲む者、特に或る時期から継続して常時酒を飲むため或る一定量を超過すると急に変わった特種の意識障害となるものであり、この現象はその者が飲酒の都度反復される場合が多いという甲鑑定の認識及び被告人はアルコール類の常飲者ではなく、その従来の酩酊も単なる普通酩酊にすぎなかったとの親族友人等の供述に依拠して、甲鑑定を採用し、被告人の心神喪失は広義の癡癩性素質を主軸とする夢中遊行とも言うべき朦朧状態であるとした。⁽⁶⁾

② 仙台高裁秋田支判昭三三・三・二六は、八人兄弟の三男として中流の農家に生育し、小学校卒業後家事を手伝う傍ら桶屋の見習いなどをしていたが、父親は生来吝嗇怠慢で酒癖が悪い上に妾を蓄えて家庭を顧みないことが多く、家庭内は風波の絶え間がなく両親は離別するに至り、その後財産全部の独占を図った長兄は被告人等を嫌忌して別居を迫ったため被告人は某方一間を借受け裸同然の姿で別居し、以来桶屋を職として細々ながら生活を続け、その間祖母の好意に甘えて僅かに米、味噌などを貰い受けに訪れる以外は殆ど実家に出入することはなく、更に先の間借りを

断られてからは同家の物置の庇を借受けて藁を敷き辛うじて雨露を凌ぐ有様であったが、父親並びに長兄夫婦は冷淡で何一つ恵むことをせず被告人は日頃同人等の仕打ちを痛く憤慨していたところ、犯行前日は所々で合せて一升六合程の飲酒をして些か酩酊を意識しながらも平生と変ることなく帰宅したが、味噌のないことに気付き実家から盗取しようと思立ち、味噌小屋に忍び入った際懐中電灯に映じた味噌桶の陰の猟銃を目撃して、味噌を盗んだことが知れたら殺されるかも知れぬと思い、機先を制せんものと右猟銃で父親、兄夫婦、祖母等親族七名を順次射殺した事案である。

原判決は、被告人の精神状態は精神薄弱症を合併した精神病質者に異常環境の下で酩酊時に発した突発的感動性朦朧状態であったとする甲鑑定及び被告人は或る程度癲癩性の遺伝的素質を潜在的に有していると共にアルコールに対する耐性強くその反応の異常となる素質を有し、これに加えて犯行前家庭的環境に基因する不快、憤懣の感情的緊張があり殊に被告人の住居に絡んでそれが高まっていたため、犯行当夜多量に飲酒したことによって当夜半実家の味噌小屋に入る頃から病的な或る程度の意識障害を発しており、その状態において鉄砲を発見したことが契機となって被害妄想思考、それによる恐怖的感情の興奮により更に意識障害の程度も深くなり理性的判断抑制を失い、平素の鬱積した激情の爆発した憤怒の状態に陥り原始的動物的の兇暴な攻撃的行動に陥ったものと判断され、その状態は単なる心因性の意識障害と違って純然たる癲癩性朦朧状態と殆ど同様の状態であったとする乙鑑定を得て、夫々の説明内容には相違があるが責任無能力の強い疑いを示唆するとして、心神喪失を認定した。本判決は、更に生来性の癲癩性素質のあるものに稀有ではあるが極めて突然に明らかな原因、動機と思われるものもなく自生的に精神の変調を来し、それが比較的短時間に回復する所謂一過性の発作的精神障害の発生を示唆する丙鑑定を受け入れ、総合してこの状態

における人間の意識は理性的な上層の精神的意識作用が特に障害されているため後日断片的な追想がなされ得たとしても、それは人間の正常な意識と同日に断じ得ない全く別人格の病的意識の作用であるとして心神喪失を認定した。⁶⁷⁾

③ 水戸地裁土浦支判昭三四・八・三一は、高等小学校卒業後家事に従事していたが、妻と両親との折合が悪く同家を出て諸々を転々とし、やがて一戸を構えた頃より妻が近隣者と不倫な関係があるとの疑念を抱き始め両者は次第に円満を欠くようになり夫婦仲は破綻に瀕した状態で、被告人の留守中妻は突如衣類家財道具をまとめて実家に帰りほどなく離婚調停の申立をするに至り、その調停での取極に従って被告人が妻の実家を訪れたところ口実を設けて応じようとせず種々に愚弄され、立ち去りかけた被告人になおも相次いで追い縋って来た義兄と妻に自転車もろとも転倒させられ取組合ってもつれていろうち、同人らの余りに執拗な態度に激怒してこれまで耐えてきた忿懣が一時に爆発し、作業用小刀でとっさに兩名を刺殺した事案である。被告人は、以前から精神の過労を来しその上激しい興奮状態時に行われたもので、犯行当時の行為に対して追想不全な所があり後から想起することが困難で、結局本件はこの癲癩性性格に基く朦朧状態の下に敢行された突発的行為であったとする甲鑑定及び被告人は限界知能、偏執状態の下で被害者等との感情的激突の結果一過性の心因性意識障害の下にあったとする乙鑑定があり、両鑑定は診断内容については相違があるが、心神喪失を示唆する所見においては一致していた。これに対し、裁判所は甲鑑定に対しては脳波検査を実施した形跡がないので癲癩性性格者とする鑑定は信用できないし、鑑定人に対する陳述のみに基づいて追想力を判断したのは不適當であるとし、乙鑑定に対しては種々の不合理な疑点があつて信憑性に欠けるところの被告人の自首調書、公判廷における供述及び同鑑定人に対する陳述に依拠して心因性意識障害による朦朧状態を認定して

いるから採用できないとし、結局被告人の検察官に対する供述調書等こそ最も信用するに足るものであって、これらを総合すれば被告人の犯行時に関する追想は可成詳密で筋道立っており、軽度の意識障害に陥り且つ限界知能、偏執状態にあったとして心神耗弱を認定した。⁽⁸⁾

④ 大阪高判昭四〇・七・三二は、自宅において時計修理業を営み妻子五人を擁して収入は僅かで妻も内職をして家計を助けていたが、知人よりの借金があつてその返済に苦慮している折から、犯行当日夜半過ぎ頃用便に起きたものの容易に寝つかれず、年の瀬を控えて生活苦や借金のことを思い煩っているうち、前日火災保険契約を締結したことに想い至り棟続きの南隣住居天井裏に点火すると共に自宅三畳板の間にこぼれた揮発油にも点火し夫々一部焼燬したという事案であつたが、被告人は原審第一回公判期日において捜査過程での自白を翻し「放火は無意識にやったのであり、天井裏に火が点いて気がつき手で揉消しに努めた程だ」とし、更に第五回公判期日において「夢の中で米軍が上陸したので自分達の泊っていたテントを焼払つて撤収せねばならないと戦友が言いましたので火を点けた」と前回の無意識放火の内容を具体的に説明し、同第八回公判期日においてその夢の内容を「昭一九年ナツメ村というところに私の中隊がおりました。そこへ米軍が鑑砲射撃の末上陸して来てテントを張りました。それで夜そのテントに火を点けて回った」と供述した。尚このような陳述は取調段階にも実際に為されていたことが認められた。原審では、点火対象が何れ(味方か敵か)であつても精神医学的には矛盾は存しない、即ち夢内容が個々の事柄につき全く明瞭に關係づけられ、そのように体験され、それらの個々の事柄が明確に關係づけられて想起されねばならないとする科学的根拠は全くないとして被告人の公判廷の供述を信用して被告人が臥床より起き上り放火に至るまでの行動は夢中遊行症の状態で行われたものとする可能性があると甲鑑定、同じく専ら被告人の公判廷における供述及び鑑定人に対

する供述を基礎として、その粘着性格、爆発性、痙攣素質等を総合して被告人は癲癇素質者であるとし、本件犯行時における被告人は「夢中遊行」というより「寝惚け」の状態(意識朦朧状態)を呈し、本件犯行は該状態において発起したものとする乙鑑定があり、その診断内容には相違があっても意識障害下での行為で無罪を示唆する点では一致していた。原判決は、夢の中の無意識下の行動であることの疑いがあり、犯意の点につき証明がないことに帰するとの理由で無罪とした。本判決は、現象としては夢中遊行である可能性を否定し難いとしつつも被告人の陳述というのが抑々怪しいとする丙鑑定を後楯として、被告人の捜査官に対する供述は何れも詳細且つ具体的であり、実況見分調書の記載によって十分裏付けされているし、現実にかかる行動を意識して行ったものでなければ到底供述し得ないと思われるものがあり、要するに被告人の各供述は内容に別段の矛盾撞着もなく客観的事実にもよく合致するし、更に夢の点に関する各鑑定結果は何れも被告人の夢に関する供述が嘘言でないことを前提として為されたものであるが、検討の結果「誤って揮発油をこぼし電灯が消えていて分らなかったからマッチを擦ったところこれに引火した」との被告人の供述は真実に反し嘘言と言わざるを得ない以上被告人の夢に関する供述も信用できないことになり、結局捜査官に対する自白こそ真実に合致することに疑問の余地がないとした。⁽⁹⁾

⑤ 大阪地判昭四三・七・一七は、パチンコ遊戯で負けたため残り玉約一〇個を床上に投棄したところこれを店員に見咎められ店員数名に取囲まれ罵倒された上殴打などされたことに憤激し、そのあと包丁六本を携えて同ホールに赴き居合せた店員を刺し、同ホール付近の路上で通行人を刺殺し、更に同店前路上で同店員を刺した事案につき、現在における被告人の精神状態は頭部外傷後遺症として一括診断されるもので、内容的には軽い痴呆症と人格変化、感覚失語に属する言語障害、外傷性癲癇等の症状が見られ、本件犯行当時は癲癇性朦朧状態に陥っており、本件各犯行

は右朦朧状態下の病的行為と認められるとする甲鑑定及び被告人は現在頭部外傷後遺症に罹患しており、本件各犯行時朦朧状態にあったとしながら右状態は意識野の狭窄によるものであって部分的には意識があること、本件は被告人がパチンコ店員をやくざと見做しこれに対する憎悪に基づき殺意を抱いたものであるが、所謂やくざに対する憎悪が前記受傷の前後で変っていないこと、パチンコ店員でない被害者に対しては贖罪の意識があること、幻聴・妄想など病的体験が存在しないことなどを理由に判断能力を欠いていたものではないとする乙鑑定に接し、甲鑑定については、飲酒の事実を指摘してあり、被告人の不審な挙動を指摘してあり、鑑定時に現われることは稀であるとされる朦朧状態の出現を実験確認してあり、裁判審理資料及び綿密具体的な検査に基づいて考察してあるのに、他方乙鑑定はそれらの点について必ずしも十分な検討が為されているとは言えないことから、甲鑑定に依拠すると共に、裁判所自ら時間をかけて施行した被告人質問における被告人の挙動、表情、態度、供述内容をも考慮して朦朧状態下の病的行為として心神喪失を認定した。⁽¹⁰⁾

⑥ 東高判昭五二・五・三一は殺人未遂事件である。原判決は、被告人は行為当時癡癡を基盤とする発作的な激しい意識障害を伴う興奮状態あるいは癡癡に起因する意識障害を伴う不機嫌発作の状態もしくは不機嫌発作から朦朧状態へ移行しつつある状態に陥っていたとして心神喪失を示唆する甲鑑定及び心神耗弱を示唆していたと推測される乙鑑定を参照し、甲鑑定所見には従わず心神耗弱を認定した。これに対し本判決は、新たに原審甲鑑定と同旨の当審丙鑑定の指示を受けて、弁別能力又は抑制能力を全く欠如していたかもしれないという合理的疑惑が残るとし、原判決には事実誤認があると破棄し心神喪失を認定した。⁽¹¹⁾

⑦ 大阪高判昭二七・五・一五は、幼時自宅に警察官が出入し、父親が心安くしている関係から警察官に憧れ警察

官たることを最大の希望としたが、第一犯の刑を受けてこの終生の希望を断念するに至ったが偶々巡查肩書の名刺を拾ったことから警察官気取りを思い立ち、警察官たることを詐称又は装って尤もらしい理由で一八歳と一三歳の少女を犯行現場に誘導して強姦した（一〇歳前後の四少女に対する性犯罪等の前歴がある）事案である。原判決は、被告人は軽度の精神薄弱（魯鈍程度）を伴う精神病質人（異常性格者）特に性的精神病質人であり、犯行に関し性的刺激に対し強い性的衝動が起り、性欲充足の目的で計画的に性的犯罪を行ったものではあるが、その犯行過程において次第に情動が激しくなりそのため強姦の行為中は所謂夢中（軽度の意識混濁状態）となっていたものでこの間は自己の行為に対する弁識が著しく困難となり、なお弁識能力があったとしても抑制力は殆ど欠けていたとする甲鑑定と共に被告人の供述態度並びに被告人の供述調書を検討し、正常人の能力を有したと判断した。これに対し本判決は、新たに、被告人は犯行時までの数年間その精神状態は痴愚なる精神薄弱、癩癩、性欲異常疾患に罹り、犯行時交接準備行動のときまでそのような責任ある行為を甚だとり難い状況が続き、狹義の交接行動中は夢幻様朦朧状態なる性的異常興奮状態であつて責任行為を全くとり得ない状態であつたとする乙鑑定を参照しつつ（両鑑定は診断も違ふが責任能力に関連する所見にも食い違いがあると見られる）甲鑑定に概ね依拠する形で、「軽度ながら精神薄弱を伴う性的精神病質人であつて容易に感情が興奮し往々意識の障害を統発する者が、性的刺激を受けた場合性的衝動が起りこれを抑制することが著しく困難となり姦淫行為に入り軽度の意識混濁状態に陥るものと認めることは決して不自然ではなく、それこそ正に心神耗弱者である」と決定し、次いで乙鑑定に対しては、仮に狹義の交接行動の瞬間にそのような精神状態であつたとしても、その先行行為を含めて姦淫行為の全過程について法律評価をする場合には、既に交接行動を決意しそれに向つて行動を進めるに當つて前掲精神状態であつたならば全体として心神耗弱者の行為と解するに妨げとなるもので

説はないとして、その分析思考を批判し、同時に、心神耗弱すら認めなかった原判決には事実の誤認があるとして破棄した。⁽¹²⁾

論

⑧ 東高判昭二八・六・三〇は、殺人被告事件である。原判決は、被告人の精神状態は所謂心神耗弱の軽度のものとする甲鑑定所見を採用せず、正常者であるとした。本判決は、被告人は精神病患者であるが本件犯行当時の精神状態は正常であったと示唆する当審の乙鑑定を受容して、控訴棄却した。⁽¹³⁾

⑨ 神戸地裁豊岡支判昭三九・一二・五は、四歳の時実母と死別し、小学校卒業と同時に父と別れて作男として住み込んだ後、兄のもとに同居して共に協力して仕事一途に精励したため、田畑や敷地を兄の所有として増やすこととなり、将来兄の妻の連れ子と結婚し同敷地に新宅を設けて田畑等を分けてもらって独立することに唯一の希望を託して働き続けたところが、伯父の二女でせんさく好きで口先上手だが表裏があり昔から被告人を嫌っていた者一家が転任してきてより、先の被告人の希望に副われないように事態が進むように感じて、同女の陰の策動があるものと思い、妄想様の考え方に沈潜し、興奮して眠られず、憎しみの余り、宿直教員を含む同女の家族等三名を殺害し同女に重傷を負わせた事案である。

本件には、被告人の精神状態はほぼ正常とする甲乙二名による共同鑑定のほか、被告人は犯行時朦朧状態にあったことを主たる前提として心神耗弱を示唆する丙鑑定及び被告人には性格偏倚があり、それは判断の自由性を極めて強く制限する性質のものであり、殊に本件の場合には犯行前後約一カ月間は周囲の状況の推移から疑惑と不安が増加せざるを得ない状態にあり、そのことから犯行を決意した当時は判断の自由性が一層制限を受けざるを得ない状態にあったし、更に被告人は癲癩病質と考え得るところから精神能力の自由性は一層制限されたものとなる可能性が強いとし

て心神耗弱を示唆する丁鑑定とが、後二者は診断内容については相違があるようであるが、心神耗弱を示唆する点では一致していた。これに対し、裁判所は、甲乙共同鑑定に依拠し、丙鑑定に対しては犯行当時被告人が朦朧状態にあったとは認められないとの簡単な理由で採用を拒否し、丁鑑定に対しては、異常性格の程度が強いものであることは確かであるが丁鑑定人の述べる程大きなものとは考え難いこと、異常ではあってもその心情は十分理解し得るところで変り者乃至は偏屈者であるということを示す以上にはでないこと、被告人が当時それ以上に進んで精神的又は肉体的に心因性的の変調を来していたと認めることはできないこと即ち犯行決意の前後において睡眠不足、空腹、肉体的疲労、薬物等の影響により精神の不安定と緊張が異常に亢進したと認めることはできないこと、平素の人格構造が一時的にせよ崩壊しとっさに犯行を決意したものでないことを理由に丁鑑定には説得力がないとして斥け、結局犯行の動機は被害者一家に対する敵意であり、その動機と犯行の決意並びにその実行の全体を通じて了解不能な点はなく、要するに本件各犯行は被告人の平素の人格構造とかけ離れたところで決意されたものではないとして正常者と認定した。¹⁴⁾

⑩ 東京地判昭四一・八・三は、杉並区及びその周辺において連続的に多数の小学生等の下腹部等に傷害を負わせた少年の事案である。本件では、被告人は精神病質者であって知能は未成熟であるが欠陥はなく精神病的症状や意識障害もない旨の甲鑑定と、他方本件各犯行は普通の心理状態をもっては到底理解し難い処であり、しかも最初の間は自分は絶対に捕まらなないと確信していたなど単なる精神病質者の域を超えて或る種の精神病によってその性格変化が起ったものと考えるのでなくては説明がつかないことであり、動機が判明せず不明な動機のまま一年半余りに亘って断続的に犯行を為したことを理由に被告人の精神状態は精神分裂病の周辺群である類破瓜病に罹患していたとする乙

鑑定とが対立したが、裁判所は、甲鑑定に依拠し、犯行の動機は解明分析され得るものであって他者による判断が可能である以上、この点をもって類破瓜病の判定の一資料とすることはできないとして乙鑑定主文は採用できないとし、その他少年鑑別所検査医の精神医学的診断書、技官の心理学的診断、医師の精神衛生診断書の記載に依拠して正常な精神状態であったとした。⁽¹⁵⁾

⑪ 東高判昭四二・一・二七（前⑩事件の控訴審判決）は、原判決と同じく、類破瓜病とする原審鑑定は俄に承服し難い点があるとして、異常性格者にすぎないとする鑑定に依拠しつつ、本件犯行は何れも動機不明の犯行と言うことはできず、ただ対象が男児の性器であったことについては精神医学的、心理学的解明は容易ではないようであるが所謂性的犯罪と見るのは妥当でなく、男児に向けられたことにも特別の意義はなく、ただ性器に対する傷害として一層社会の注目を惹くことを期待したと見るのが相当であり、精神病質者にすぎず心神耗弱にも該当しないと見た。⁽¹⁶⁾

⑫ 東高判昭四四・三・二六は、会社の総務課長が所謂殺し屋を使って社長を殺害した等の事案である。原判決は、被告人は行為当時完熟した妄想型精神分裂病に罹患していたとの甲鑑定及び乙鑑定に従って心神喪失として無罪とした。精神衛生法により措置入院させられて詐病であるということになった。本判決は、本件各犯行当時被告人は精神分裂病に罹患していたものではなく、鑑定の為の取調が行われた間においても顕示性欺瞞性精神病質者に見られる詐病状態にあったとする当審丙鑑定に従い、原審の各鑑定はその基礎となった資料が被告人において妄想型精神分裂病者に特有の一般的な徴候を訴え又は挙動に示した状態のみを観察したにとどまり、同被告人に妄想型精神分裂病者には一般に存し得ない動作挙措の存するや否やの点について詳細に観察しその所見をも総合したものではなかった故に資料として合理的に確実な意見を形成するに不十分であり、その鑑定結果は証拠として信頼度が低く、ひいては原判

決には証拠の取捨選択を誤り事実を誤認した違法があるとして破棄した。⁽¹⁷⁾

⑬ 東京地判昭四七・四・八は、登校途中の六歳の児童を身代金取得の目的で誘拐し殺害した事案である。この裁判では、被告人は生来性の異常性格（分裂病質）の上に主として透明中隔腔のう胞に基づく脳器質性障害の影響とY染色体異常の影響が加わっている状態であるとし、行為の不法性を洞察しこの洞察に従って行動することを期待することは全く不可能ではなかったが著しく困難であった疑いが強いとする甲鑑定と他方被告人は知能は正常範囲にあり、性格的に空想性、内向性、非社交性、意志薄弱、過敏、執念深さなどの傾向を主徴とし、現実検討能力の欠乏を示す未分化で未成熟な偏りを有しているが、特に狭義の精神病者であるような症状はないとして責任能力の限定を否定する乙鑑定とがあった。本判決は、後者に依拠し、前者に対しては現在の知見ではそれ自体は一種の脳の奇型というにとどまるのう胞の影響を重視し過ぎており、Y染色体の異常の点も責任能力の有無に関して重視すべきものの一つとして特に取り上げているのは根拠薄であるし、結局その結論を導き出す過程において不確かなものを根拠としていたり、矛盾点がある等の誤りがあるとして斥け、正常者と認定した。⁽¹⁸⁾

⑭ 東京地判昭四九・一二・一三は、嘗て中尊寺の国宝華鬘を窃取した罪により懲役刑に処せられたが、その裁判につき被告人は無実の罪に陥られたとの観念を抱き再三再審請求をし、自己の無実を晴らすことを唯一の生甲斐として生活していたところが、居住アパートに再審費用等の資金一〇万円余を置いて隣室者に留守を頼んで外出したところ、その金が盗難に遭ったとして同人を犯人として訴えたが警察でも要領を得ず、同人に対して激しい敵意を抱き刺殺した事案である。本件では、被告人は国宝窃盗事件以来被害妄想と好訴妄想を中心とする強固な妄想体系を形成發展させ、本件犯行当時パラノイア（妄想病）の状態にあり、被告人の本件犯行は隣室者をもって冤罪を晴らすこと

に総てを懸けている被告人に対する憎むべき妨害者として抹殺する外ないと観念した強固な妄想に支配された行為であるとして心神喪失を示唆する甲鑑定と、他方被告人は元來頭揚欲が強く、妄想様曲解を為し易く、場合によってはパラノイアと言われる段階にまで發展する傾向を有する性格異常者であり、本件犯行は自己の大切な金を被害者に窃取されたと即断したことによって生じた怒りと被害者より身の危険を感じた上の防禦的心理機制により行われたもので、正常心理学的に了解可能であるとする乙鑑定とがあった。裁判所は、甲鑑定に依拠しつつ、被告人の人格には妄想に関する点を除いて現在に至るまで崩れがないと言えるけれども、国宝事件を契機に、警察、裁判所及び中尊寺の結託、中尊寺管長代理や担当裁判官の横領等を妄想し、或いは自分の妻や長男の死をもすべて右事件に結びつけるなどあらゆる荒唐無稽な妄想を拡大發展させて強固な妄想体系を築き、自分の意に満たない所には総て自分の妨害者更には自分を陥れる者、自分に危害を加える者を妄想し、これに対する反撃を企図し、説得されても何ら反省顧慮することがないばかりか逆に自分の妄想を強固にするという明らかにパラノイアに特徴的なものを有するという精神状態と、被害者の身体・着衣の損傷状態から推定される被告人の本件犯行状況の異常さ並びに犯行直後の被告人の行動の異常さ、更に公判廷における挙措言動の異常さ（本件犯行に対しては一片の反省の情も見せず、ひたすら自己の前記国宝窃盜無実の主張の継続固執）を総合して、本件犯行は、単に被害者に対する怒りと防禦的心理機制による正常心理学的に了解可能な行動というよりは更に進んで、被害者をもって自己の無実主張に対する妨害者もしくは迫害者と観念し、自己の年来の妄想体系に組み入れた結果敢行されたものとして心神喪失を認定した。¹⁹⁾

⑮ 東高判昭五五・九・二は、幼少の頃より父親に密着従属した心情をもち、一方父親は韓国から日本に帰化したものであるのに韓国人を嫌い、被告人が韓国女性と結婚したことを不満として、以来被告人夫婦に意地悪く当り、妻

に暴力を振うなどして、そのため父親への愛情も濃い被告人は父と妻との板挟みになって悩み、妻と離婚・再婚を繰り返し、その間精神病（非定型）の再発で入院し、退院後は週末に別居中の妻子の下に泊る生活を続けていたが、父が風邪を引いて寝込み被告人がその身を案じて治療をすすめたり味噌汁を作ったりするなどしたのに、殊更無視し、却って朝から冷酒を飲む態度に出るなどしたため、苛々した不安な気持となり前途を悲観し様々に思い悩むうち、ベンダルを見て突然父親を殺害した事案である。原判決は、被告人は犯行当時精神分裂病に罹患し神経衰弱状態乃至抑鬱状態にあったとする鑑定に依拠して心神喪失を認定した。これに対して本判決は、被告人は従前の病状において寛解時に人格の欠陥乃至荒廃を殆ど示したことはなく、本件犯行当時被害念慮や妄想はなかったとする新たな鑑定を得て、本件は動機が全く了解不可能でもないこと、全くの衝動行為でもないこと、殺害行為を詳細に記憶していること、意識障害は認め難いこと、行為態様は冷静且つ周到であることを根拠に、本件犯行当時被告人の呈した神経状態は非定型精神病に関連する性質のものと解すべきであるとして、原審鑑定は不採用とした。ただ、犯行前の厳しい精神的葛藤、緊張状態に照すとその神経衰弱乃至抑鬱状態は相当程度のもので推認されること、犯行に至る経過が唐突で衝動的であること、犯行が異常なまでに冷静であることを根拠に心神耗弱を認定し、原判決には事実誤認があると破棄した。⁽²⁰⁾

ハ 精神薄弱等

① 福井地判昭四九・一二・一九は、高等小学校卒業後農家の手伝、店員等を転々とし結婚して一子をもうけたが、この間頻回の窃盗、強姦未遂、強姦致傷等の罪を犯し、一〇回に亘り服役し、出所後大型ダンブ運転手として勤務していたが、今回は一三件の窃盗、姦淫目的・猥褻目的の関連する殺人未遂、住居侵入等で起訴されたものである。本

件では、被告人は犯行時接技分裂病即ち精神薄弱の上に精神分裂病を加重した状態にあり、このため情操や道義的感覚等の高等感情は著しく鈍麻し理性的抑制も殆ど欠如しており、幻覚・妄想等に支配されて生じた目的観念のみが甚しく優先する傾向を示し、自己の行為やその結果の意義又は重要性を洞察する能力を欠いているとして心神喪失を示唆する甲鑑定と、他方被告人は犯行時シンナー（副次的にヒロポン）による器質性精神障害及び中毒性幻覚症を有し、性的誘惑的幻覚等に著しく影響されており、理非善悪を弁別しそれに従って行動する能力を著しく障害されていたとして少くとも心神耗弱を示唆する乙鑑定とがあった。裁判所は、被告人の精神医学的所見に因しては、乙鑑定は甲鑑定を参考としながらも更に被告人に対し詳細な諸検査実験を実施してこれらによる新たな資料に基づいて判断していること、自発性の低下、攻撃性性欲の亢進、狎れ狎れしく厚顔無恥な態度をとる反面、不安を伴う幻覚に対し或る程度の病感を有しその治療を求める態度等を考究していることから乙鑑定を採るべきものとし、被告人には精神分裂病特有の人格荒廃は認め難く器質的精神障害が認められるにすぎないとした。併し、責任能力との関連性については、行動や言辞の面に格別の異常性が認められないこと、被告人の記憶は取調当時にもよく保たれていて各犯行の模様を比較的詳細に供述していることを根拠とし、更に過去に数回の性犯罪と多数の窃盜前科があることをも判断資料の中に入れ込んで、本件はその犯罪傾向の延長線上のものとしての色彩を濃厚に有しているものと理解すべきであって、病的なものによって人格の著しい変容を来しているわけではないし、行為時の慢性シンナー・中毒性幻覚症の件は法的重要性として軽微であるとして、正常者の犯行であったと認定した。⁽²¹⁾

二 酒精・覚醒剤等の酩酊・中毒等

① 京都地判昭三一・七・五は、水道工事請負人に雇われていたが同人と意見が合わず他へ就職の見込みがあった

ので、辞表を提出すると共に退職の理由を説明したりするため出勤途中、行きつけの飲食店で飲酒を始め夕刻まで相当量の酒とビールを飲み、その間自宅より七首一本を持って来たり、仲間とグラウンドで相撲をとったりして同店に戻って、被告人が他の客に抱きついて窘められたため喧嘩を始め、その客の連れの一人の胸部を刺して傷害を負わせた事案につき、被告人は急性酒精中毒による通常酩酊の第三期意識混濁期の末期にあって、その犯行は道徳感情の制御を受けず理性の関与なくして行われたものとする甲鑑定と、被告人は犯行当時感情的葛藤に起因する突発的病的酩酊による意識変容状態にあって、その犯行は本来の人格、意思的統制から遊離した一種の朦朧状態における衝動的行為であるとす乙鑑定とがあつたが、両鑑定はその診断内容、鑑定の経過においては異なる点があるがその示唆する結果では一致していた。裁判所は両鑑定に形式的に従つて心神喪失を認定した。⁽²²⁾

② 釧路地裁帯広支判昭三五・一一・五は、妻と死別した後、同棲者と別居して後妻を迎え結婚式を挙げたが、同夜床入の直後同女から被告人の陰茎が並外れて大きく満足な性交ができない旨の意外な理由から離別を迫られ早くも夫婦間に不和を生じ、同女は翌日医師の診断書を示して自分の身体には何等別状なく今後身体に異常が生じた場合は総て被告人の責任である旨申し渡して被告人と床を別にして就寝したが就寝後も二回に亘つて被告人の枕元に来て離別を求め手切金を要求し応じなければ被告人の財産を全部とる等と申し向けられて、憤慨し眠られないままに酒六合を飲むうち忿懣の情が募り、同女を威嚇してその我儘を窘めようと手鉞を持ち出し午前一時頃就寝中の同女をよび起した上山に行くため朝早く起きて弁当を作るよう頼んだところ同女からすげなく断られ、予期に反し反抗する素振りをして起き上ろうとしたため、ここに被告人は同女に対する積憤の情を爆発させ手鉞の背部で同女を強打し死亡せしめた事案である。本件では、被告人は犯行当時強度の酩酊状態にあり病的酩酊殊に酩酊性朦朧状態にあつたとす

説
論
甲鑑定と、精神病概念に該当し得るものとしての病的酩酊の厳格な定義を立てて診断した結果、本件犯行当時酩酊のため著しい事理弁別の能力の低下はあったが、それは病的酩酊によるものではないとする乙鑑定とが対立した。裁判所は、甲鑑定に対しては、それが根拠とする被告人の犯行当時の精神状態の徴候は定義（グルーレの四条件）の総てを充足してはいないからその鑑定結果は採用しないとしつつ、乙鑑定に依拠し、被告人は慢性酒精中毒に罹り動脈硬化症も併発し、眩暈、耳鳴、頭重、不眠等の症状に悩み一人孤独をかこっていた所に久し振りに得た新婦との間に判示のようなことがあり、極度の不快感及び不安感情から、慎んでいた酒を大量に飲んで酩酊した挙句最終的に前後の見境もなく激情を爆発させ犯行に及んだものであって、被告人は不時の大量飲酒から酩酊の間に異常気分を生じ、生来の病氣と妻に対する不快感から意識も鈍り、弁別及び抑制能力に著しい低減があったとして心神耗弱を認定した。⁽²³⁾

③ 札幌高判昭三六・六・一〇（②事件の控訴審）は、先ず診断上の鑑定人の対立に関する原判決の評価の仕方について、甲鑑定は行為に動機のないことは必要でなく又周辺の事実について断片的不完全な記憶が残っていても病的酩酊というに妨げないと考えるのに対し、乙鑑定は逆に事態了解不能、動機がないという点を重視し、真に精神病概念に該当し得るものだけを病的酩酊とするのであり、それは学問上の立場の相違であるから原判決がグルーレの定義を厳格適用して甲鑑定を評価判断したのは必ずしも妥当でないとして、本件において窮極的に決定しなければならぬ問題は心神喪失かどうかという法的判断であって病的酩酊かどうかという医学的判断ではないから学問上の立場のどちらを可とするかは必ずしも本件で決定しなければならない問題ではないとして、鑑定評価の手續に関する相当な認識を表明した。その上で併し、甲鑑定には基礎となつた事実判断について首肯し難い点があるとして、被告人が今まで度々病的酩酊状態を呈したという証拠がないこと、飲酒試験でも病的酩酊状態を呈しなかつたこと、被告人には言

われるような記憶の欠損はなく従って犯行時朦朧状態にあったとは言われないことを理由に甲鑑定不採用、乙鑑定採用を決定し、結局原判決を承認した。

裁判所の判断基準の中心は、飲酒酩酊によって心神喪失を認定するには完全な意識障害がなければならぬとするものであろうし、記憶の有無ということが重要視され、それを判断する資料としての本人の供述・本人の誠実性をどう評価するかが基本的なこととなる。そして実際のところ、甲鑑定は鑑定時及び公判時における被告人の供述に信を措き、これに対して裁判所は被告人の自首調書、捜査官に対する供述調書に信を措いたことがわかる。後者が信用できるのは「これらの供述が被告人の卒直に述べたものであって取調官が予断をもって押しつけたというようなものではない」からであるというところに帰せられる。ここに至るまでにどれほどの手続が本当は予定されるべきなのか、批判可能性の問題としてどれほど意識されているであろうか。裁判所はなお残る疑念に対しては、なるほど鑑定時及び公判時において被告人が犯行を追想し得なかつたことが真実であるとしても、少くとも犯行の翌日においては追想したのだと断定した⁽²⁴⁾。

④ 東高判昭四二・一一・二一は、非現住建造物放火等被告事件であり、原審において、被告人には著明な追想障害があり犯行時病的酩酊状態にあったとする甲鑑定と、被告人の犯行当時の記憶は十分に残っているとは言えないが全健忘とか極めて断片的な記憶しか残っていない所謂島状健忘の状態ではなく実際には犯行当時の記憶が不完全ながら残存していると推定する乙鑑定とが対立していた。これに対して本判决は、甲鑑定は資料として供述調書を含む本件記録を参照しておりながら考慮を払った形跡が全く認められないこと、飲酒試験の結果は一応の参考となるに過ぎないことを理由として、被告人の追想障害の程度が著名だとする同鑑定を斥け、他方乙鑑定は被告人の追想障害の程

度が如何なるものであったかについて、単に被告人の同鑑定人に対する陳述のみによらず本件記録に基づいて被告人の捜査官に対する供述調書に現われている被告人の供述を関係者の供述と対比し且つ捜査官による誘導の可能性の有無等をも考慮しつつ仔細に検討した結果先の結論を出しているから首肯し得るとして、原判決と同じく心神耗弱を認定した。⁽²⁵⁾

⑤ 東高判昭五一・一二・二三は、寮内において相当飲酒して被害者と喧嘩となり二階の自室までナイフを取りに戻って傷害し死亡させ自身も頭を強打され腹部や胸部に切創を負ったという事案である。原審では、被告人の行為時の精神状態は病的酩酊であつて泥酔状態ではなく、精神的視野が極度に狭窄された一種の朦朧状態であるとの鑑定があつたが、原判決はこの心神喪失を示唆する鑑定結果を斥けていた。これに対して高裁は新たに鑑定に付し、被告人は泥酔即ち強度の急性アルコール中毒状態にあつたものでこれは病的酩酊と等価的状态であつて精神的視野の極度の狭窄、一種の朦朧状態にあつたとする鑑定をうけた。これは原審鑑定と診断内容について相違はあるが心神喪失を示唆する結論においては概ね一致するものであつた。本判決は、結局これらの鑑定に従つて、被告人の本件行為は外形的には一見まとまりのある行動を示してはいるがその平素の人格態度からは相当かけ離れた異常な行動と言えるし、しかも同人には右行為についての殆ど完全な健忘が見られるので、アルコールなどの影響により病的酩酊乃至はこれに極めて近い意識障害を来し所謂朦朧状態に陥つて、弁別・抑制能力を全く欠いていた疑いが濃厚であるとして心神喪失を認定し、原判決には事実誤認があるとして破棄した。⁽²⁶⁾

⑥ 官崎地判昭五〇・二・六は、中学校を卒業後家業の精肉店の手伝い、洗剤販売外交員、タクシー運転手等の職を転々とした後自動車運転手として勤務するに至つたが、その間結婚して二児をもうけたが近隣に居住する女性と知

り合い親密な仲となつたため夫婦仲が悪くなり協議離婚するに至り、将来同女と正式に結婚しラーメン店を二人で続ける約束をするまでになつていたところ、被告人は睡眠薬ハイミナルを常用して中毒症状を呈したり、鎮痛剤ナロンを常用したりして、交通事故で入院した病院からも強制退院させられ、翌日ナロン酩酊で倒れ、同女に電話し迎えに来てくれるよう頼んで断られ、タクシーでラーメン店に向い勝手口から内部を窺い、同店座敷に同女と交通事故保険の世話人が座っているのを認め、表入口に回つて足元ふらつきながら炊事場の方へ歩み包丁を手にしてそのままふらつきながら同女の方へ歩み寄り抱くような格好でもたれかかり、この時包丁は同女の胸部に突き刺さり死亡せしめた事案である。本件には、被告人は犯行当時ナロン酩酊のため朦朧状態にあつて深く思慮することなく刺激に対してすぐ反応する衝動的犯行に及んだもので、全面的に抑制がなくなつたものではなく、或る程度の心理規制は可能であつたとして心神耗弱を示唆する捜査段階での甲鑑定と、他方犯行当時被告人はナロンの影響によつて精神障害の状態にあり、その状態には意識変容による人格異質の例外状態が断続的に出現しており、犯行はこの状態にあるときに運動失調が加わつたため惹起されたとして心神喪失を示唆する公判段階での乙鑑定があつた。裁判所は、甲鑑定は殆ど捜査記録を資料としており、供述調書の供述は被告人が記憶のないままに誘導によつて為された疑いが強く全く措置し得ないとし、これに対し乙鑑定は公判における被告人の陳述を理解した上で結論を出しており事実即した合理的な論拠に立脚するものと評価してこれに依拠し、犯行当時被告人は多量のナロン服用によつて朦朧状態にあつたこと、犯行前後に異様な挙動のあること、被告人の本来の性格から本件のような犯行は全く理解し得ないこと、犯行の動機も全く見出し得ないこと、犯行当時のことについて記憶の欠損があることを理由として、人格無縁の行為であるから心神喪失の状態にあつたと認定した。⁽²⁷⁾

⑦ 東京地判昭五三・一一・二二は、非行や犯罪を積み重ね、結婚したが次女の出生に疑念を抱き、覚醒剤に親しむようになって、犯行当日帰宅したところ妻が浴室の戸を開け放したままシャワーを浴びていたが、同女の背中に爪跡がついているように見え、寝室のベッドの布団が盛り上って乱れているように感じ、疑心、不快の念を生じ、パットを振り回していたところ妻にとがめられた際、その妻の顔が恰も他人を見るかのように冷たく見え、激昂してパットで強打した上絞殺した等の事案である。本件には、被告人は覚醒剤乱用による慢性中毒により被害妄想・嫉妬妄想で強状とする精神状態にあり、本件殺人の犯行はこれら妄想に支配され妻を敵との密通者、国民にとって害になる者であるとし、殺さねばならないとの使命を確信して犯行に及んだものとし、心神喪失を示唆する甲鑑定と、被告人は各犯行当時覚醒剤の常用により嫉妬妄想・被害妄想を主体とする異常な精神状態にあり、各犯行はこの基盤の上に行われたもので事物の善悪を判断する能力及びその判断に基いて行動する能力は欠けていたとして、同く心神喪失を示唆する乙鑑定と、それらに対して被告人は覚醒剤の反復使用の結果被害妄想を主体とする異常体験を生じ、犯行當時も妄想を主体とする精神障害を有しており、犯行の直接動機は被告人の本来的性格の異常性が介在した爆発反応であって妄想に支配された犯行ではないとして心神耗弱を示唆する丙鑑定があった。裁判所は、被告人にはその覚醒剤使用の頻度が高くなるにつれてCIA・FBIが見張っている、家の中に隠しマイクがある、後をつけられている等と言って怯えるようになり被害妄想を主体とする異常体験が生じていたことは疑いないとしながら、被告人の日常生活には特段の変化がなく通常はむしろ夫婦仲がよく、妻子に対して労りや思遣りを示し、友人知己とも従前と変りなく交際していること、意識も概ね清明であり時には覚醒剤の薬害に思いを致しその使用を中止したりもしていることを根拠に、その異常体験も被告人の日常生活に常時影響を与えていたものとは認められないとして、甲鑑定及び乙鑑

定を斥け、結局丙鑑定に依拠して、妻の対応に触発された被告人の異常性格に基づく爆発反応であり、妄想を主体とする異常体験ではないとし、責任能力に関して、その爆発的で情緒不安定な性格は覚醒剤の常用によりかなり尖鋭化した精神の荒唐も或る程度進行して、その尖鋭化した爆発的性格が本件各犯行において重要な役割を果していることも明らかであるとして心神耗弱を認定した。⁽²⁸⁾

⑧ 東高判昭五四・九・二七（⑦事件の控訴審判決）は、各犯行の状況並びに犯行前後の被告人の理に適った言動等に徴すると、原判決の通り丙鑑定の方がより事実符合し説得力があるとして控訴棄却した。⁽²⁹⁾

⑨ 京都地判昭五四・八・二四は、頻回に亘って罪を犯して受刑服役を繰り返す一方、女性関係も放縦で二度離婚していたが、再度の妻の浮気の疑念を生じ喧嘩となり頑強に浮気を否定するのに業を煮やし、ガソリンを引火爆発させ妻等数名を死傷させた事案である。本件には、被告人は犯行当時ヒロポン中毒症による迫害妄想、嫉妬妄想、自殺念慮及び自殺企図を来して、ガソリン爆発には自殺念慮、激昂による抑制不能が主要な役割を担っているが、一言にしていえば失敗した拡大自殺であって、一般論としてそのような状態の者には是非善悪の弁別能力はないとする甲鑑定と、被告人は犯行当時慢性覚醒剤中毒による精神病様状態にあり、犯行は精神異常状態下で行われたが、直接的動機はそれに被告人の性格的脆弱性、特殊な環境などが複雑に関連して、それらの相互作用によって行われたものであって、一般的にそのような精神状態にあれば心神喪失乃至心神耗弱状態にあると言えりとし、被告人の場合には心神喪失を示唆する乙鑑定、更に乙鑑定と同旨の記載があつて被告人は犯行当時は非善悪の弁別能力が極めて重大な障害を受けていたとする丙鑑定があつた。これら三者は、診断内容に微妙な相違はあるものの、心神喪失を示唆する点では一致があると言えり。裁判所は、各鑑定の結論には拘束されず、各鑑定の一般的法則や知見の記述部分（殊に乙

説(鑑定)に適宜依拠して心神耗弱を認定した。即ち一般に覚醒剤中毒者の妄想・幻覚という病的体験は普通の精神、分
病のようにその者の人格全体を支配せず、なお疎通性を保持していたり通常の生活活動をしたりすることに鑑みると、
論 そのような精神状態の下で為されたことを以て直ちに心神喪失中の行為とは解されないこととか、一般に慢性覚醒剤
中毒による異常精神状態が犯罪に結びつくことは少なくむしろ中毒者のもとの性格的な犯罪傾向がより深く犯罪
と関係するという一般認識に強く惹きつけられて、被告人の覚醒剤中毒による異常精神状態の症状の程度は軽く、し
かも被告人はもともと自制心乏しく容易に利己的・暴力的行為に出て、それも不適切な環境の下では異常な犯罪を惹
起する可能性のある性格異常者であるとして⁽³⁰⁾いる。

註

- (1) 高裁刑特報四卷七号一五二頁。
- (2) 第一審刑集一卷一二号二一三四頁。
- (3) 判時三七八号四八頁。
- (4) 判時四三七号六二頁。
- (5) 刑集一二卷二号一六八頁。確かに一般的には鑑定の結論部分を採用しなかったからといってそのこと自体経験則に反する
とも言えないであろうし、鑑定書全体の記載内容とその他の証拠を総合して事実認定することも一般論としては難詰すべき
事柄ではないとしても、判例集に表われた限りどのように鑑定結果が採用されなかったのか、鑑定書全体の記載内容とそ
他の証拠が何を基準にして何を取捨してどのように評価されたのか少しも明らかでない。結局、民主社会における法現象と
しての刑事裁判の機能に対する虚無的乃至權威的姿態しか見えてこないとの半面的なことを言わざるを得ない。証拠説明に
違法はないとされる原判決の説明が意を尽くしたものと考えられているのであろうか。形式的であればあるほど、公定的で

あればあるほど証拠説明の安泰さの保証的価値が高いとの想定は、確かに余りにも自己流、主観的、通俗倫理的なもの、仮装的言辞に辟易した姿の写し出す鏡像であらうか。その限りでなお偏りは消えない。このような場合「二つの鑑定が何れも一致して犯罪行為当時心神喪失の状態にあった旨述べているような場合には何か特段の事情のみるべきもののない限り鑑定の結果を描信しなかったことは経験則に反する」というような物言ひ（井上正治「鑑定」刑事訴訟法講座二巻一四八頁）が効果をもち得る所もあるのであらう。

(6) 判時七四号二八頁。尚、検察官は、加害者は犯罪医学に興味を抱き予備知識を有する者で心神喪失者では絶対ないと断じ、その理由として傷は最も危険な箇所をねらっていること、同一個所に数回に亘り加害したのは飽くまで相手の生命を絶たんとする願望に出たものであること等をあげる検察官委託の鑑定を援用したが、これに対しては甲・乙両鑑定人の説得的な批判がある。

(7) 高刑集一一卷四号一六九頁。

(8) 下刑集一卷八号一八四二頁。裁判所の資料判断に冷静で合理的な根拠のある説明がなされていると言えるであらうか。各種供述の一端、しかも当該学問に基本的なものから全体像を構成することは許されないというような判断が一般的な説得力を持ち得るであらうか。専門知・所見を克服するにはそれなりの構えと手続と理論とが切望されていないであらうか。

(9) 下刑集七卷七号一三五九頁。本件は犯意の論点に精神医学的証拠が関連性を有するのではないかという問題もあって、それは英米の所謂減縮責任抗弁をめぐる主要な争点でもあったし、独法系の犯罪論体系の理論的争いに関わるが、それは兎も角裁判所の資料判断について、特に事実というものに対して人々の有する畏敬の念が押しつけられることについて危惧の念が表明されるのもっともなことと思えないであらうか。さほど断定的に斥けられるほどの説明論拠しか具備されていない鑑定内容であったのであらうか、それとも精神医学的認識理解は原理的にか事実的にか高等裁判所の裁判官にとって感応することのできない段階・地平を歩んでいるのであらうか。

(10) 下刑集一〇卷七号七六七頁。尚、検察官は、被告人の捜査官に対する供述に誘導はなく首尾一貫しているし、現時におけ

る精神医学ひいては精神鑑定は限られた一部の科学的方法によるデータ等によって検査するほか患者の訴えを最大限に採用して診断する言わば原始的医学であると主張した。これに対して裁判所は、精神医学が患者の訴えを尊重することは指摘の通りであるとしても、本件各鑑定書は何れも資料及びその検討について非難すべき廉はないし、被告人が記憶していることとして述べるところは当公判廷においても各鑑定人の問診に対しても断片且つ最少にすぎないが、各鑑定人は鑑定時における被告人の記憶喪失の真偽を十分検討していると述べて、独立した一個の学問・職責としての精神医学・鑑定につき慎重且つ公正な態度を示した。そして、被告人の取調べに当って誘導はなかった旨の当公判廷における証人の各供述はそのまま信用することはできないとした。

(11) 東高刑時報二八巻五号五八頁。本判例集の掲載部分は簡略であることもあって一応の検討も為し難い。

(12) 高刑集五巻五号八一―一二頁。

(13) 高裁判特報三八号一三六頁。原判決は鑑定結果を採用しなかったことについて説得的な説明はしなかったようであるが、高裁はその措置には何ら不当不法な点もないと述べたにすぎない。

(14) 下刑集六巻一一・一二号一三四五頁。本件では死刑が宣告された。聊か目的意識的な断片的な鑑定評価であるとの印象を拭い得ず、言う所の了解可能及び人格構造の内容が本当は何なのかイメージするのは困難である。皮相な理解に停付けられ、てしまうという不消化の感じ即ち一種の常識一種の道義には適うように見えずつ法共同体の期待が究極的に満たされないというものが残る。

(15) 家裁月報一九巻五号一四一頁。そこに掲げられているところの裁判所の推測する常識心理学的な犯行の動機説明は、公定的な外観主義の想像力の貧困さを物語るものであろうか、それとも抑止された自己表現物への恐れに由来することであらうか。

(16) 下刑集九巻一号六頁。

(17) 判時五七一号八七頁。

(18) 家裁月報二五巻七号一〇四頁。

(19) 刑裁月報六卷一・二号一二四八頁。

(20) 刑裁月報一二卷九号八三一頁。心神耗弱を認定した資料的根拠には陽因と負因との相矛盾するものが列記されているが、結論に至るについては判文上に必ずしも現われていないが表現され得べき配慮があつたであろう。

(21) 判時七八四号一二七頁。このような場面でも具体的な判断の時点でことさらに刑法の社会規範的機能次元が高調される裏面には、責任観念に対する形式的図式的理解と政策論的感情の意味付与が必ずしも理論的に意識化されないまま潜んでいるのではないかと評されても仕方がないであろうし、責任能力判断の構造論的把握に対する認識的限界に関する反省的懐疑の処理の内実が隠されているであろう。現代社会の裁判制度、法的判断の民主化的検討のためにはこれらの点について判断の契機が提供されていることが必要であろう。尚、本判决に対して被告人の一般刑務所での矯正改善の効果を疑問視する批評がある。高島学司、龍谷法学八卷二号一八四頁。

(22) 判時八三三六頁。判文には自己弁解と一種の処世訓が顕著であるほどには鑑定評価が何故そのようにならざるを得ないかについての説明は少ない。一種の論理的説明は法的確信というものがどのように観念されているかについて疑いを生ぜしめ、或いは鑑定拘束の強制的実現が裁判官の相当部分に対して有する効果の態様を暗示する。

(23) 下刑集二卷一一・一二号一四二三頁。

(24) 下刑集三卷五・六号四一四頁。朦朧状態、意識障害といった事柄が固定化され物体化されて理解され過ぎていないかどうか、何故そうならざるを得ないのかわるか、反省を要する。

(25) 判タ二一八号二五〇頁。鑑定人が捜査記録の評価をするということ、し得るということは何を意味するであろうか。この理論的反省なしに記録の広狭や何程かの検討の有無に重きを置き過ぎることはもともと本末転倒のことではなからうか。このことは併し、鑑定人には捜査記録を見せてはならないとか、資料を制限すべきだとか、予め裁判所の資料判断を示すべきだという事柄と同次元のことではない。本件は結局、甲鑑定は被告人の鑑定人に対する供述を主に信頼して顕著な意識障害を認め、他方乙鑑定と裁判所は捜査官に対する供述を主に信頼してそれほどの意識障害もないと認めたとすぎないと

いう風な批判を招くことを覚悟しなければならないのではないか。このような点にも過度の政策論の危うさが表出される。

(26) 東高刑時報二七卷一・二号一七九頁。

(27) 刑裁月報七卷二九一九頁。

(28) 刑裁月報一〇卷二一・一二号一四二二三頁。

(29) 判時九五八号二二二頁。甲鑑定については、被告人は同鑑定の問診に際し狂った振りをし異常体験を殊更強調して事実と異なることを答へ、同鑑定はその答へを資料として為されたことが窺われ信用性に欠けるとし、乙鑑定については、無意識のうちに分裂病と類比せしめて判断していると窺われる点で信用性を落したと述べている。

(30) 判時九五八号二二七頁。

四 最後に幾つかの論点をまとめよう。

第一に、所謂精神医学的慣例と目されるものは裁判の実際においてどのように扱われているであろうか。精神分裂病と称されるものについては、精神分裂病と診断した鑑定人が慣例に従って心神喪失を示唆し、裁判所がその意見を尊重して心神喪失を認定する例も多いが、そのような順序を辿れない例も多い。精神分裂病なのか異常性格にとどまるのか鑑定が分れる場合がある(鑑定対立例の①、②、④)。精神分裂病と診断されつつ、その初期、寛解期、治療欠陥状態の取り扱いが異なることがある(破棄例の⑤、不採用例の①)。これらは概ね心神耗弱とされる方向にあるが正常とされたものもある。精神分裂病とされながら非定型乃至非進行性軽症として(鑑定対立例④)心神耗弱とされたものがある。精神分裂病で鑑定人が心神耗弱を示唆している例(採用例の①、鑑定対立例の③)もある。

精神分裂病なのかどうか、精神分裂病であるが初期、寛解期、治療欠陥状態はどうか。その相互移行型もある

であろう。周期性の型も様々であろう。非定型のもの、境界例も無限の多様性を帯びて展開されてくるであろう。他の疾患なり欠陥なり或いは特殊な性格が絡まってくることもあろう。裁判所に登場してくるものは、既に様々の抽象化の段階を経、言わば洗練された姿のものであろう。完成した認識を求めるときには本当は、どのような精神分裂病なのかどうか定まるまでの過程が重要視される必要がある。そのように定まったものを心神喪失とするか心神耗弱とするかどうかは易しいと言えなくはない。その概念の構成、診断の生成過程のことを考えれば、被告人の実際的な処遇結果は診断・判断の名辞のみで実質的に余り極端に違わせるのは公正でないであろう。

躁鬱病については、心神喪失とする慣例に従ったものは勿論あるが、取り扱い例として問題視されるのは、鬱病としながら心神耗弱を示唆する鑑定(不採用例の③はこの例か)、躁鬱病であるが非定型のものとして心神耗弱を示唆する鑑定(採用例の⑩)等であろう。ここでは、躁鬱病の病相期では心神喪失が示唆されるとしても、非定型・境界例や治癒状態等ではどうか必ずしも明らかでない。文言の表面を形式的に追うならば判断の表われ方は様々である。

意識障害については、癲癇性朦朧状態が認められれば概ね心神喪失と認定されているが、ここでは後述の通り、意識障害があったかどうか、どの程度のどのような意識障害があったのかどうかを認定する過程に別様の困難な問題点があることが指摘される。意識朦朧状態を認めながら心神喪失を認めないものとか、意識野の狭窄を認めながら責任の限定を認めないものは見当らないようで、鑑定不採用の理由は殆どが資料的前提が全く違うことにある。

精神薄弱については、軽症痴愚と称されるもの(七歳、八歳の小児程度)には心神耗弱を認める例が多い(採用例の①、②、④、破棄例の③)が、全般的に正常とするもの(不採用例の②)や犯罪の種類によって正常とするもの(詐欺罪

につき不採用例の①)があつて、問題視されよう。六歳の小児程度の者に心神喪失を認定したものがあつた(採用例③)。境界領域として正常とされたものもある(不採用例の③)。

酒精酩酊については、明らかに病的酩酊・強度酩酊何れかの慣例に應ずるもの(採用例の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧)、破棄例の②)、鑑定対立例の①、⑤)があり、それに従わないもの(破棄例の①、不採用例の①、②、③)もある。中等度の普通酩酊(採用例の③)や境界域の異常酩酊(不採用例の④)では判断が困難である。

覚醒剤中毒等について、概ね慣例に應ずると思われるもの(採用例の⑨、⑩、⑪)もあるが、一般的に慣例的なものが定まり難く、個別的検討の結果心神喪失、心神耗弱、正常とされたものがある(鑑定対立例の⑥、⑦、⑧、⑨)。

ここで責任能力の問題について上級審で下級審の判決が破棄された事案の破棄の理由を若干検討して、問題の理解の便に供しよう。

破棄例では、イの③は、精神分裂病を認めつつ心神耗弱としたのを、事実誤認として破棄した。イの⑤は、精神分裂病の寛解期と認めながら正常としたのは事実誤認だとして破棄した。イの⑥は、精神分裂病の上に相当な酩酊状態にあつたことを認めながら心神耗弱としたのは事実誤認だとして破棄した。ロの①は、長年に亘る癲癇による軽痴呆の性格異常を認めつつ、約二年を隔てた前行為(横領)と後行為(強盗傷人)とにつき、後者にのみ心神耗弱を認め前者を正常としたのは経験則に反し理由不備があると共に、心神耗弱を認めなかつたのは事実誤認があるとして破棄した。ロの③は、資料判断の誤りで心神喪失を認定せず心神耗弱としたのは事実誤認があるとして破棄した。ハの②は、モノマニーの診断を受け入れながら正常としたのであれば、論理法則に反すると破棄し心神耗弱とした。ニの①は、病的な飲酒酩酊があつたのに動機があつたからと正常としたのは、審理不尽くで事実誤認があるとして破棄し心神耗弱

とした。ニの②は、強度酩酊でなく正常としたのは事実誤認があったとして破棄し心神耗弱とした。不採用例では、
 ロの③は、捜査資料を重視しないで心神耗弱としたのは事実誤認があるとして破棄し、正常とした。鑑定対立例では、
 ロの⑥は、癲癇の不機嫌発作を認めながら心神耗弱としたのは事実誤認があるとして破棄し、心神喪失とした。ロの
 ⑦は、性的異常人格を認めつつ正常としたのは事実誤認であるとして破棄し、心神耗弱とした。ロの⑧は、詐病を見
 落した鑑定に従って心神喪失としたのは証拠の取捨選択を誤り、事実誤認があるとして破棄し、正常とした。ロの⑨
 は、精神分裂病であるとして心神喪失としたのは、寛解期の非定型精神病の事実を誤認したものととして破棄し、心神
 耗弱とした。ニの⑤は、心神喪失を招来する酩酊朦朧状態であるのに、それを認めなかったのは事実誤認があるとし
 て破棄した。

判決理由に表示されている限り、破棄理由は殆どが事実誤認である。その誤認した原因とされているのは、とりた
 てて表示される例は少ないが、その当否はさておき、審理不届（破棄例ニの①）、経験則違反（破棄例ロの①）、証拠の
 取捨選択の誤り（鑑定対立例ロの⑧）などがある。その他論理法則違反を破棄理由にあげるものがある（破棄例ハの②）
 が、これも結局は事実誤認を伴う。そうすると判例の言う事実誤認の事実には二種の観念が含まれ得るように見える。
 第一は、心神喪失という事実、心神耗弱という事実、正常という事実を指すものである。判例理論からすれば、これ
 は言わば法的事実を意味することになるであろう。第二は、精神状態の事実を指すであろう。被告人の犯罪行為時の
 精神生理的状态の症候群の記述的内容を意味することになるであろう。従って、論理的に誤認には二種の態様のもの
 が区別される。第一は、精神状態の事実に誤認はないけれども法的事実に誤認がある場合である。第二は、精神状態
 の事実には誤認があるために法的事実にも誤認を生じる場合である。そして、夫々にその誤認を生じた原因として一般

的に考えられるのは、前者では、判例の表示にあるところでは論理法則なるものに違反したという場合が代表的であるか。それに各事案を見れば一種の経験法則といったものが原因的判断の中にあると思われる。結局、これは対象評価、基準あてはめの仕方の違いに帰すると言ってよいように思われる。後者では、判例の文言では審理不尽や証拠の取捨選択の誤りや経験法則違反などが述べられているが、経験則違反とした破棄例ロの①は実質は資料判断の誤りに帰せられるものであると思われるし、審理不尽というのも結局は資料の不十分・不適當のことに帰着するとするならば、後者の誤謬原因は資料判断の誤り（資料判断の相違）と言ってよいように思われる。

事例をあてはめてみると、破棄例イの③、⑤、⑥、ロの①、ハの②、鑑定対立例ロの⑥、⑦等が前者の例であろう。破棄例ロの③、ニの①、②、不採用例ロの③、鑑定対立例ロの⑫、⑬、ニの⑤等が後者の例であろう。要するに、資料判断の誤りが精神状態の事実誤認、ひいては法的事実誤認を生来し、資料判断は正当とした上で、論理法則・経験法則違反と言われるところの判断、基準尺度のあてはめの仕方の違いが法的事実誤認を生来するということであろうか。

法的事実の誤認ということの内容は、言わば何らかの慣例的な取扱いと矛盾対立があるということを意味するならば、裁判所はその限度で所謂精神医学的慣例を重視していることになる。慣例的取扱いが確実性を強めて規範力を有することになれば、一種の法令的意味を帯びたものになり、鑑定人を拘束し、裁判官を拘束することになるであろう。その場合には慣例的取扱いに従わない判断は法令違反の扱いを受けることになるであろう。

さて、鑑定評価に当っては、特に意識障害の認定については、資料の判断が決定的な意味を有することが明らかである。これは独自の問題性を帯びているので、ここで第二の論点としてとりまとめるのが便である。裁判例の中で殊

更に目立つのは、被告人が鑑定人に対して陳述した内容と捜査官に対する供述調書の記載内容とが食い違う場合であり、そこから有罪か無罪かという決定的な違いが生ずることが少なくない。

意識障害等の事例の中、採用例の①、②、③、破棄例の③では、鑑定人に対する陳述が受け入れられ、鑑定資料は適切であるとされた。逆に不採用例の①、②、③、鑑定対立例の③、④では、被告人の鑑定人に対する供述等に依る鑑定資料は信用できないとして斥けられ、捜査官に対する供述調書が措信された。

精神分裂病等の事例の中、破棄例の③では、原審鑑定の資料は被告人の面接問診のみに基づくので不適切であり、当審鑑定は事件記録をも資料として含んでいるので信頼できるとしている。

酒精酩酊等の事例の中、鑑定対立例の③では、被告人の公判廷での陳述及び鑑定人への陳述を資料とした鑑定は信用できないとし、自白調書、捜査官に対する供述調書こそ措信できるとした。④では、甲鑑定は主に鑑定人に対する陳述を資料として信用できず、乙鑑定は供述調書をも参考にしているので適切であるとし、逆に⑥では、主に捜査記録を資料とする甲鑑定は措信できず、主に公判廷での被告人の供述を資料としている乙鑑定は信用できるとした。確かに判断尺度のこともさることながら、判断基底として如何なるものを資料として取り入れるかによって結論の隔たりは大きいことが往々にある。この資料判断がまた困難な事柄である。被告人の陳述も事実としては様々である。捜査官に対するものが必ずしも常に信用できないとか、常に信用できるとか、信用の度が高いとか低いとか、鑑定人に対する陳述の方が一般的に信頼度が高いとか低いとか一概なことは言えない。被告人自身の記憶状態、意識的追想の仕方の一義的とは見られない。慎重な手続をふんで客観的に事実関係を究明し、説得的な論理を展開したものが承認を受けるはずである。ここで気掛りなのは、鑑定人に対する陳述に専ら依拠しているから信用できないとするよう

な言い方が度々されていることである。この認識の裏には、自主的・自願的判断に落ち込んだり、皮相的資料判断に甘んじつつ、結論へ飛躍して中間手続を脱落するような鑑定もあって、それに対する反動が目立っていることかも知れないが、それならそれなりの説明が当然なされるべきである。それを明示しないで、反転して正反対の結論へ導く供述調書がそのまま肯定できるとするには、論理的にならないはずである。供述調書の訴訟法上の問題、その信用性と不信用性、その形式整合性の問題性格、法的論点を整理する上での解釈の不可避性等については多くの議論、論述があるが、今なお民主化の方向での結着を見ることのできないところである。ところで、鑑定人の判断資料としてむしろ被告人との面接問診のみに依拠すべきだとする意見も考えられる。他方既存の一切の資料をも提供すべきだという意見も考えられる。現実の態勢は必ずしも統一的ではないようである。捜査記録、裁判記録の提供を受けながら参照しないという鑑定人もあるかも知れない。基本的には、認識資料に外的に制限を加えるのはこの場合においても得策ではないであろう。関連性があると判断される限り、可能な資料の一切が提供されるべきであろう。資料の豊富さは採られ、他は捨てられ、価値関連性が評価され、重要性が判断されて行くであろう。同じ結論に達するにしても、その過程はそれ自体独立した意味を有するものである。その際、実際には、鑑定人の資質・能力はどうか、捜査・裁判資料判断の実態に並じているかどうか等には様々なものがあるであろうが、それは司法精神医学者等としての資格の限度で公認される所があると共に、その学問的真摯さによって信用性は担保される。その際にも、疑問が残るのであれば何故か、どのような疑問か、それを結論との関連でどのように処理したのか、あるがままに簡潔に説示されていることが肝要である。

裁判所の資料判断も基本的には同一である。資料の評価には広範に亘る人間理解や論理と非論理との総合的把握をも要求される。そうであれば、一見して形式的に筋が通っているから正しいとか、前後相矛盾しているように見えるから信用できないとか、それほど簡単には言い切れないはずである。如何ように筋が通っているのか、この場合果して所謂筋が通っているのが合理的であるのかどうか、前後食い違いのないのが自然であるのかどうか、慎重な推理・推論が要求されるであろうし、むしろ想像的な構想力を動力学的に動員することも今日においては本当に（有意味的に）切望されるような状況もあると言わざるを得ないであろう。被告人の側にも考えるべき問題はあつた。皮相的真实で満足する態度があるかもしれない。それはそれなりの個人的な理由があつたであろう。鑑定人なり捜査官なりに迎合し合作するという心的状態も十分考え得べきことである。誘導・強制は捜査官との対応の中でのみ危惧されるというものではない。方法や雰囲気、意識の有無・次元の違いはあつても、捜査官と被疑者、鑑定人と被鑑定人、観察者と被観察者、客観的職務指向者と自己存在開披者といった人的対応関係の中においては、程度の差、様相の違いこそあれ、普遍的に付着してくる要因である。被告人にはプライバシーがあり、思想・信仰の自由があり、刑事人権保障も相応に存しなくては民主化の基調的意味も退くことであろう。それらの事柄を認識した上でなお今日の鑑定制度が運用される根拠が正当なものとして認められるためには、鑑定人と刑事被告人等との関係は、検討の余地のある動態的なものとして眺められる必要があるであろう。その関係を教育的な視点から捉えていくにしても、客観的・対象化的視点から捉えていくにしても、どのような形で制度化するのがよいのかどうか一個の残された課題である。

第三の論点として、鑑定不採用一般についてその理由とされているものについてまとめよう。

第一は、資料上の問題である。これは第二の論点と重複するところがあるので事例を指摘するにとどめる。不採用

例では、ロの①、②、③は、鑑定は主として鑑定人に対する陳述に依拠しており、捜査官に対する供述調書を考慮に入れていない点を捉えて資料に妥当とされている。同様に、不合理なところがある被告人の公判廷の供述や自白調書に依拠していたり、裁判審理資料の検討等に不十分さがあつたりして資料の評価を誤つたと述べているものとして、鑑定対立例ロの③、④、⑤、⑫、ニの③、④がある。逆に、取調に当って誘導が為されたという疑いの強い捜査官への供述に依存して信用できないとするものとしてニの⑥がある。物的検査・実験方法に不備があるとするものとして、鑑定対立例ロの③や⑤がある。その他、前提的に資料判断の誤りを想定していると見受けられるものが多い。

次に、診断上の問題、即ち精神医学上の診断基準によるあてはめの誤り乃至不適切さがあげられる。不採用例ロの②は正常人の激情行為に関する精神医学の通念に反しているとす。③も同様の理由をあげている。不採用例ニの②、鑑定対立ニの②は、病的酩酊の概念定義について別異の基準に依つて診断の誤りを指摘する。同じく診断の誤りを主張するのは鑑定対立例ロの⑩（精神分裂病周辺群たる類破瓜病としたのは誤りで、異常人格にすぎないとす。）、⑪、⑭（異常人格にすぎないのではなく妄想病であるとする。）、⑮（精神分裂病ではなくて非定型精神病であるとする。）、ハの①（精神分裂病は認められず器質的精神障害があるにすぎないとす。）、ニの⑦（妄想性異常体験ではなく異常性格の爆発反応にすぎないとす。）がある。

更に、診断（障害）と行為（犯行）との関連性についての説明が欠如し乃至不適切であることを理由としてあげるものがある。診断内容と結論（鑑定所見）とのつながりに不適切さがあるとか、現在の精神状態から一般的に推論して特殊判断に及ぶところについて納得のいく説明がなく推論の飛躍があるとか、推論に飛躍があつて司法精神医学の慣例とも矛盾するとか、記述内容・説明から結論への推論が不当であるとか、主観的印象を重視して客観的資料から

当然には導き出せない結論を無理に引き出したとか、学問的に未だ不確かなものを根拠としていたり、矛盾点があるとか言われている。不採用例イの①、②、ハの①、②、③、ニの③、④、鑑定対立例イの①、⑤、ロの⑨、⑩、⑪、⑬、ハの①、ニの⑨などがこの系列の中へ入るであろう。

尚、一個の行為を分断して評価していて、全体的評価方法に悖るとするものもある。不採用例イの③、ニの④、鑑定対立例ロの⑦などがそうである。

鑑定不採用の理由の中、資料上の問題については既に述べた通りである。

次に、精神医学上の診断を巡って論を展開しているものがあるけれども、これは法的判断者としての裁判所の判断することではないとする認識が正しい。従って、診断が誤っているということだけでは本来必ずしも不採用の理由にはならないはずである。診断は食い違っても責任能力に関する鑑定所見では一致する例が往々にしてある。併し、診断の違いが法的結論の違いにそのままつながっていくことが少なくない。このような実態から考えてみても、精神医学的診断というものは、疾病概念には特有の意味の不明さが表出されていると言えるであろう。従って、精神医学的診断を裁判官が非難することは一般的には正当なことではないとしても、精神医学的診断が法的判断と直接的に連関させられている限りにおいて、結果的に裁判官が精神医学的診断を論駁したことになることも、これは必ずしも単純に越権的行為とは評されない。そうだとすれば、鑑定人は、そのような精神医学的診断に達したのは如何なる理由であるのか、如何なる精神生理的障害がとりまとめられているのかを明示することがむしろ肝要である。

精神障害の事実的内容が確認されたとして犯罪行為との関連性をどのように説明するのかどうか最後に問題となる。司法精神医学上の慣例の厳格性を唱える者は、一定の精神障害の診断が確定すれば犯罪行為との関連性を説明す

説
るまでもなく、当然に既定の法的効果が論断されるべきであると主張する。精神医学の学派によっては、精神障害と犯罪行為等の規範的事象との関連性を記述する用語法、構想を持ち合わせないとするものもある。それはそれなりの見識であり、それなりの機能を担うであろうが、更にすすんで、それは学派の考え方・都合ではなく当該学問の本質に由来するものであると一般的に主張したりすれば、むしろ境界線を冒すことにならないであろうか。近代刑事裁判制度の理念の中で本来的に説明が求められるべきはむしろそのことである。それを対象化的に説明・記述する方法が科学的に確立していないということが、説明省略の十分な根拠となるわけではない。学問的方法・記述的説明手段の多様な存在次元・認識領域に対して視野を狭める姿でないかどうか反省されてよいであろう。その点に関する本当の困難さはもっと違った形で近代的思考方法、生活態度そのものの捉え方の中にあるのかもしれない。多くの裁判例において精神障害と犯罪行為との関連性の説明が紋切り型で終ることが多くないであろうか。通俗的・皮相的な言述が重視されるにはそれなりの根拠があるであろう。結局、能態的な人々、人々の表層的意識は自分が聞きたいと思うことしか聞かないし、大衆社会は大衆的通俗観念に受け入れ易い事柄しか理解しようとしないうに現象しているというのであろうか。ただ、本意的にはないという意識も同時に看取される必要があるであろう。精神の障害と犯罪行為との関連性の説明を欠くとか推論の飛躍があるとして鑑定結果を斥ける裁判所の立場は、その限りにおいては肯認される理由があるわけであるが、その代替物として空隙を埋めるものが通俗心理学とも評すべきものであったり、

国家官僚としての裁判官の独自の道徳的判断であつたりすることが往々にしてあることである。

そのような実態を容認できないところでは精神医学的慣例なり一定様式の鑑定結果に拘束性を認める立場というのが、裁判官の独自の主観的印象判断を斥け、背景の恣意的判断要素の介在を排除し、要するに一定の社会倫理観念

の強制を許容しないという態度を保持し得るものとして、それなりの実践的意味を有することが理解されよう。併し、この分業的専門化を志向するモデルは、違った意味で民主化の理念と抵触しないか危惧される。裁判所の教育的機能、教育的機会提供機能、或いは説得・納得、表現・表出等の場としての裁判所が担う時代的意味必然性を聊か性急に、手荒に取り扱うことになりはしないか危惧される。精神障害と犯罪行為との関連性を説明するのも鑑定人の一つの態度であり、説明しないのも鑑定人の一つの態度であり、夫々に言われたこと、言われないことの中に学問的態度決定なり政策妥協なりの姿が物語られる。裁判所がそれをどのように評価し、どのように判断するか、そのことは明確に説明されなくてはならない。法的とは、公的なことであり、公的事象は社会化の理念に導かれ、民主化の方途で担保されることを求めるものであろうから。

それでも、歴史社会の潮流として、精神状態の判断が精神医学者等の専門家の認識知見を求めることは一般的なものとなるであろう。認識的優越性、具体的事物の説明の習熟性を組織的に具備することが社会制度的に承認されてきた専門科学、学問分野が尊重されるのは当を得たことである。認識力、判断力が権威を支えるものとしてあるからである。裁判所の恣意的な、独自の、或いは暗黙の社会倫理に裏打ちされた価値的判断をできるだけ避けるために、裁判官に馴染みの薄い領域について判断資料及び準則を提供するということのために、精神鑑定制度の拡充が要望される。鑑定人の判断の優先性が唱えられるという経緯があった。ところで今日、裁判段階での鑑定のみならず捜査段階での各種鑑定は相当に一般化していることが指摘されている。他方、精神医学上の疾病概念の性格づけ及び刑事精神鑑定人の地位・機能をめぐって活発な議論が展開されてきている。結局、刑事責任能力の決定者としての裁判官の判断の恣意性（過度の独自性、非独自性）が危惧されると同じように、稍違った位相、違った場面ではあるが、刑事責任の間

説 題領域に対する実質的な判断提供者としての精神鑑定人の判断がどうなのか、改めて注目されるようになってきてい

る。これは、精神鑑定が重要性を増し、実際の影響力を広げてきたこと（情報化社会の中での知識の集中化・集約化、村落・相隣関係の崩壊・都市化に伴う一般普通人の認識のパターン化、平板化と裏表をなす。）の必然的結果であり、精神鑑定の

社会化的機能、精神鑑定の教育的機能に対する一般社会の要請が高まっていることの反映である。そこで、刑事精神鑑定ではその判断の基礎、推論の過程は如何様に説示されているか、如何に説示されるべきかということが問題となるが、それは別稿の課題である。